

## 資 料

- 資料 1 地球温暖化、生物多様性に関する国内外の動向
- 資料 2 武蔵野市の環境データ
- 資料 3 第二期環境基本計画（改訂版）の目標達成状況
- 資料 4 市民アンケート結果
- 資料 5 中間のまとめに対する意見
- 資料 6 用語説明
- 資料 7 武蔵野市環境市民会議 委員名簿、策定経過

# 資料 1 地球温暖化、生物多様性に関する国内外の動向

## (1) 地球温暖化とは

### ①概要

現代の地球上の人々の暮らしを支えるため、大量の石油・石炭・天然ガス等の化石燃料が消費されています。発展途上国、いわゆる新興国においても経済・産業の発展に伴い、その消費量は年々増大しています。

化石燃料の使用に伴い、大気中の二酸化炭素量が年々増えつづけています。この二酸化炭素の持つ温室効果のため、地球全体の平均

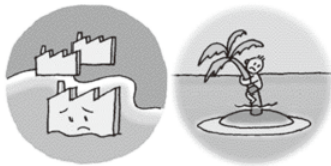
気温が年々上昇する傾向を示しており、地球温暖化といわれる現象を引き起こしています。

世界の平均気温は、1906年から2005年までの100年の間に、 $0.74^{\circ}\text{C}$ 上昇しました。温暖化が進むにつれて、海面水位の上昇、異常気象の増加、生態系の変化等、世界中で様々な影響が現れ始めています。さらに、このままでは、21世紀末には、世界の平均気温は $1.1\sim 6.4^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測され、地球温暖化による影響の深刻化が懸念されています。

### ●地球温暖化による影響

#### 海面上昇

気温の上昇に伴い海面が上昇し、すでに沈みつつある国もあります。



#### 異常気象の増加

世界中で、台風、集中豪雨、干ばつ、熱波等の災害が増加しています。



#### 生態系の変化

動植物の生育地域が変化することによる農作物の生産量の変化や、マラリアなど熱帯性伝染病の広がりが懸念されています。



出典：地球温暖化パネル（環境省）

### ②日本での影響

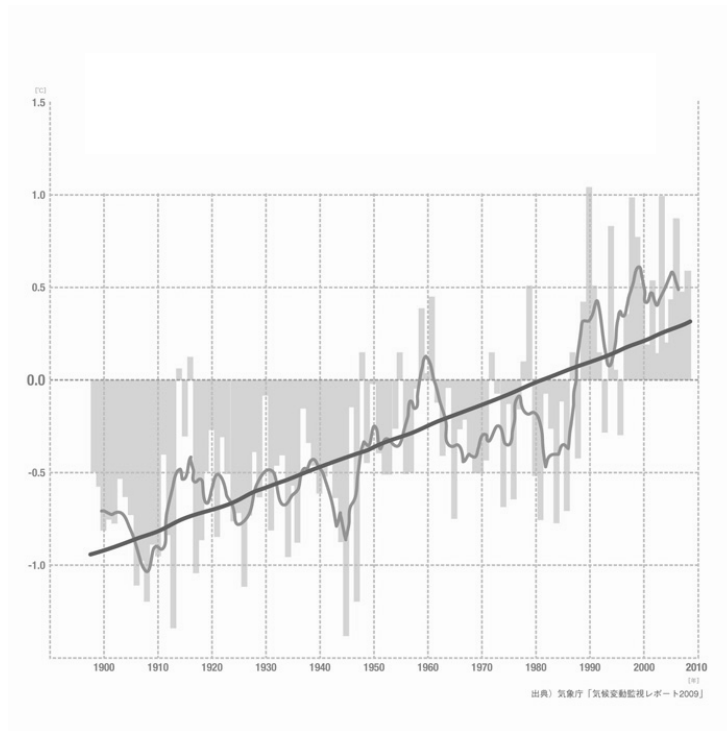
日本の平均気温は、20世紀の100年間で約 $1.0^{\circ}\text{C}$ 上昇しました。これは、世界全体の気温が約 $0.6^{\circ}\text{C}$ しか上昇していないのに比べて2倍近い大きな数字です。

2010年夏（2010年6月～8月）の日本の平均気温の平年差※は $+1.64^{\circ}\text{C}$ と、夏の気温としては統計を開始した1898年以降で、第1位（こ

れまでの第1位は1994年（6～8月）の高い記録となりました。（資料：気象庁報道発表資料）

※平年差とは平均気温から平年値を差し引いた値（平年偏差ともいう）です。平年値としては、1971～2000年の30年平均値を使用しています。

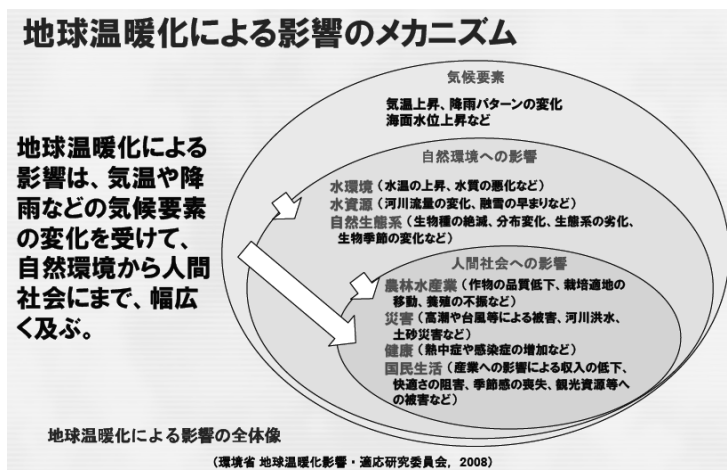
●日本における年平均気温の変化（1898年～2009年）



武蔵野市においても、気温の上昇が認められます。地球温暖化に加え、都市活動の拡大や緑の減少に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇等が原因であると考えられます。

武蔵野市においても、このまま地球温暖化が進めば、気温や降雨等の機構の変化をおこし、自然環境から市民生活、人間社会まで、幅広く及ぶと考えられます。

●地球温暖化による影響のメカニズム



資料：「地球温暖化の影響・適応情報資料集」（2009年2月、環境省地球環境局）

## (2) 地球温暖化防止に向けた世界、国等の取組

### ①世界の動き

1992（平成4）年にブラジルのリオ・デジヤネイロで開催された地球サミットで、地球温暖化防止のための国際的な枠組みを定めた気候変動枠組条約が採択されました（1994〔平成6〕年3月発効）。この条約は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスの大気中の濃度を安定化させることを究極の目的としたものです。

この目的を達成するために、1997（平成9）年12月、気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で京都議定書が採択されました。この議定書は、先進締約国に対し、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990（平成2）年比で、5.2%（日本は6%）削減することを義務付けています。2005（平成17）年2月16日の京都議定書の発効を受け、首脳レベルが集まる国際会議でも、気候変動問題が頻繁に取り上げられるようになりました。

2008（平成20）年8月に開催された洞爺湖サミットでは、「2050年における世界の温室効果ガス排出量を半減する」目標がG8参加国により合意されました。

2009年（平成21）年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP15）では、京都議定書の第一約束期間が終了する2013（平成25）年以降の国際的な約束、いわゆるポスト京都議定書について、議論が行われました。

### ②日本の動き

国内においては、京都議定書の採択を受けて、1998（平成10）年に地球温暖化対策推進法を制定しました。地球温暖化対策推進法

では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体の実行計画の策定、一定規模以上の事業者による算定・報告・公表制度等を規定しています。

2008（平成20）年3月には、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画を改定し、低炭素社会の構築を目指し、日本の6%削減約束をより確実に達成するために必要な対策や施策を定めました。

低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋については、低炭素社会づくり行動計画を2008（平成20）年7月に策定し、同計画において温室効果ガス排出量を2050年までに、現状から60~80%削減するという目標を定めています。また、長期目標の実現に向けた通過点となる中期目標については、2009（平成21）年9月の国連気候変動首脳会合（気候サミット）で、「温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する」と表明しました。

さらに、中長期目標を達成するために、地球温暖化対策基本法や国内排出量取引制度、地球温暖化対策税等の議論が始まりつつあります。

### ③東京都の動き

東京都は2002年より「地球温暖化阻止！東京作戦」を展開しています。2005年には「環境確保条例」の改正により、地球温暖化対策計画書制度等を強化しました。同年、「地球温暖化対策都庁プラン」及び「持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム」、2006年12月には「10年後の東京」を策定し、「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を掲げました。2007年6月には、25%削減目標の実現へ向けた取組を推進するため、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を発表しました。

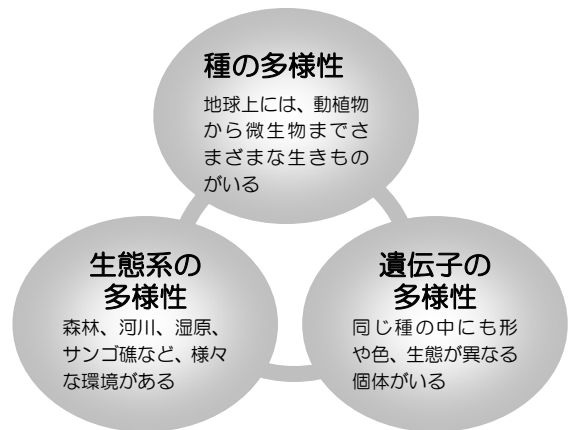
2008年3月には、これらの個別計画を総合する形で環境基本計画を改定し、世界の諸都市の規範となる持続可能な都市モデルの発信を目指しています。また同年6月、環境確保条例を改正し、大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書制度の強化（二酸化炭素排出削減の義務化、排出量取引制度の導入）、中小規模事業者の地球温暖化対策推進制度の創設、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の導入、建築物環境計画書制度の強化、家庭用電気機器等に係る二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減対策の強化等を打ち出しています。

### （3） 生物多様性とは

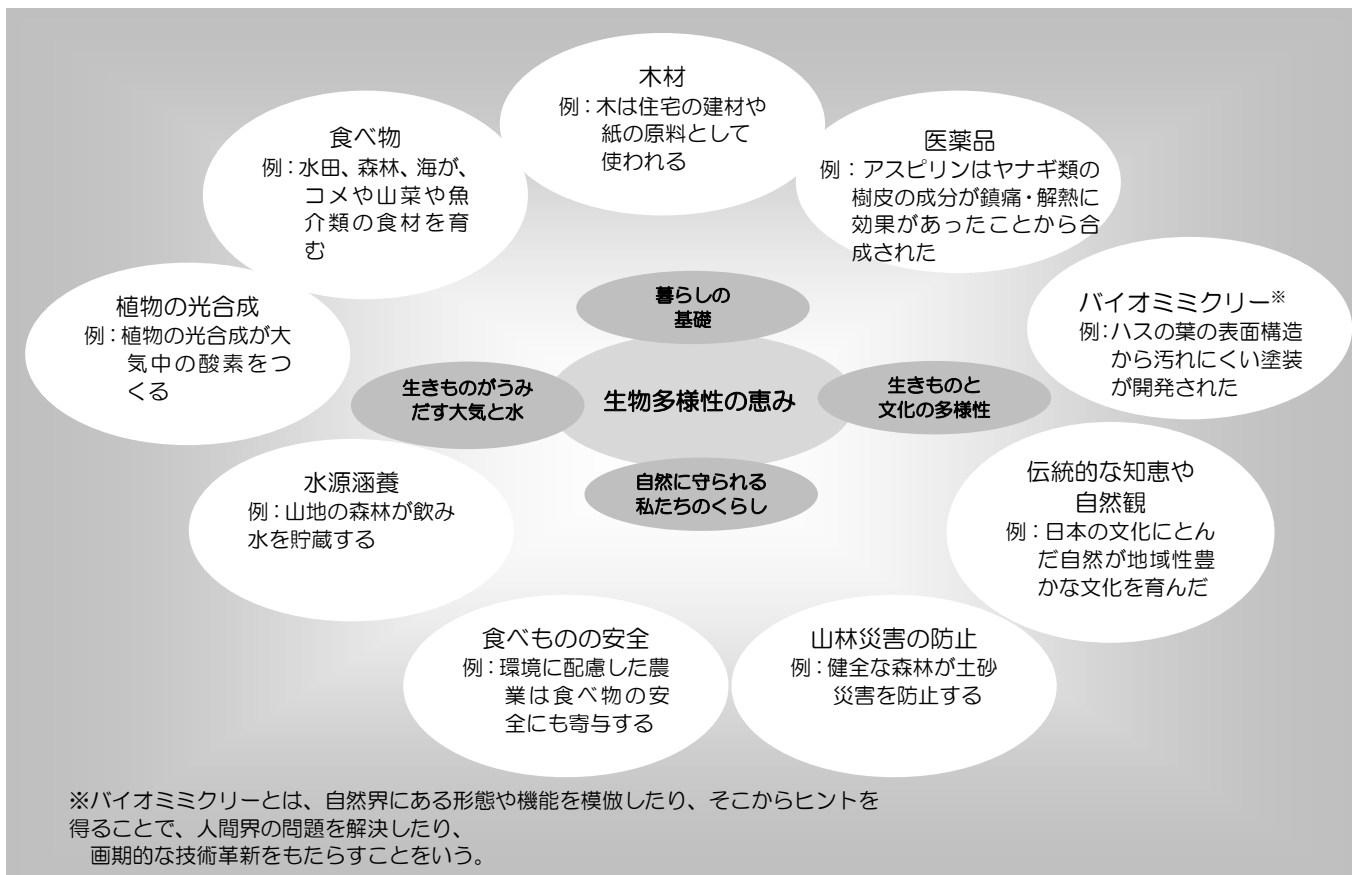
「生物多様性」とは右図のような、「種の多様性」「遺伝子の多様性」「生態系の多様性」を指し、動植物や微生物といった様々な生きものが、

個体レベル・遺伝子レベルでつながり合い支え合うことで、生態系の豊かさやバランスが保たれていることを言います。

私たちの生活は、生物多様性がもたらす恵みによって成り立っています。



### ● 生物多様性の恵み



資料：環境省

#### **（４）生物多様性の保全に向けた世界、国等の取組**

##### **①世界の動き**

1992（平成4）年、ブラジルのリオ・デジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）では、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001年から2005年にかけては、95カ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行いました。その「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の4分の1を耕地が占めること、漁獲対象種の4分の1が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約3分の2について質が低下していると指摘されました。

##### **②日本の動き**

日本も1993（平成5）年に生物多様性条約を締結した後、生物多様性国家戦略を策定し国レベルでの様々な具体的取組を進めてきました。

2008（平成20）年には、生物多様性基本法が制定され、地方自治体の責務や地域レベルでの生物多様性戦略の策定の必要性が明示されました。また、2010（平成22）年は、国際生物多様性年であるとともに、10月には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催されることになっています。

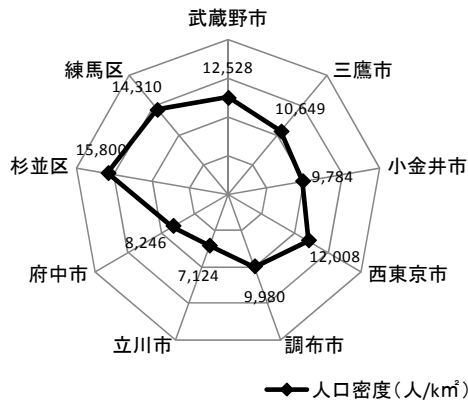
なお、生物多様性基本法では、地方公共団体の責務（第5条）として、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する

責務を有する。」と規定しています。地方公共団体においては、同法に沿って次のような施策展開が求められています。

- ・地域の生物多様性保全
- ・野生生物の種の多様性保全等
- ・外来生物等による被害の防止
- ・国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ・生物資源の適正な利用の推進
- ・生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- ・地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ・多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- ・調査等の推進

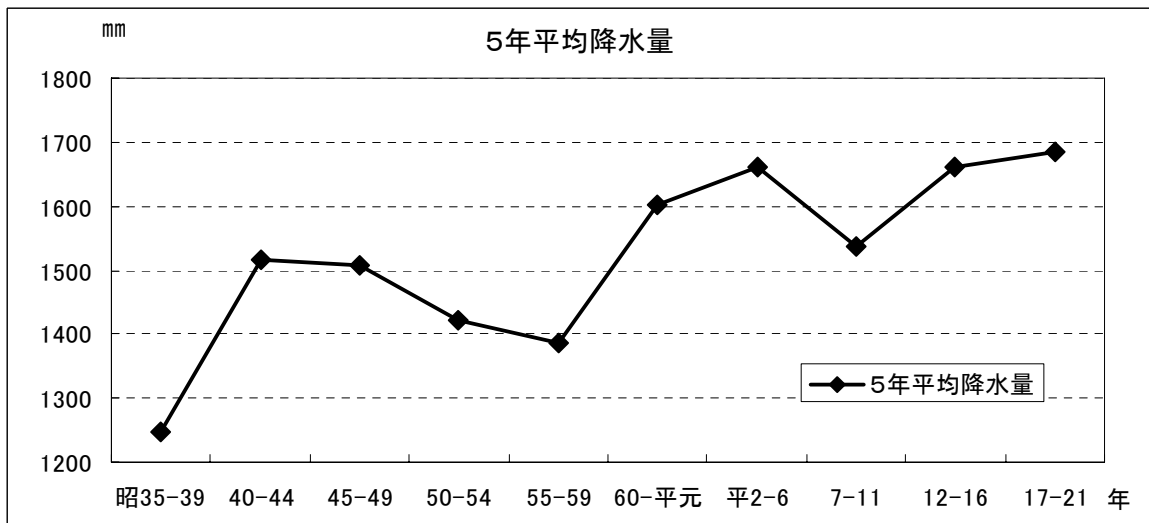
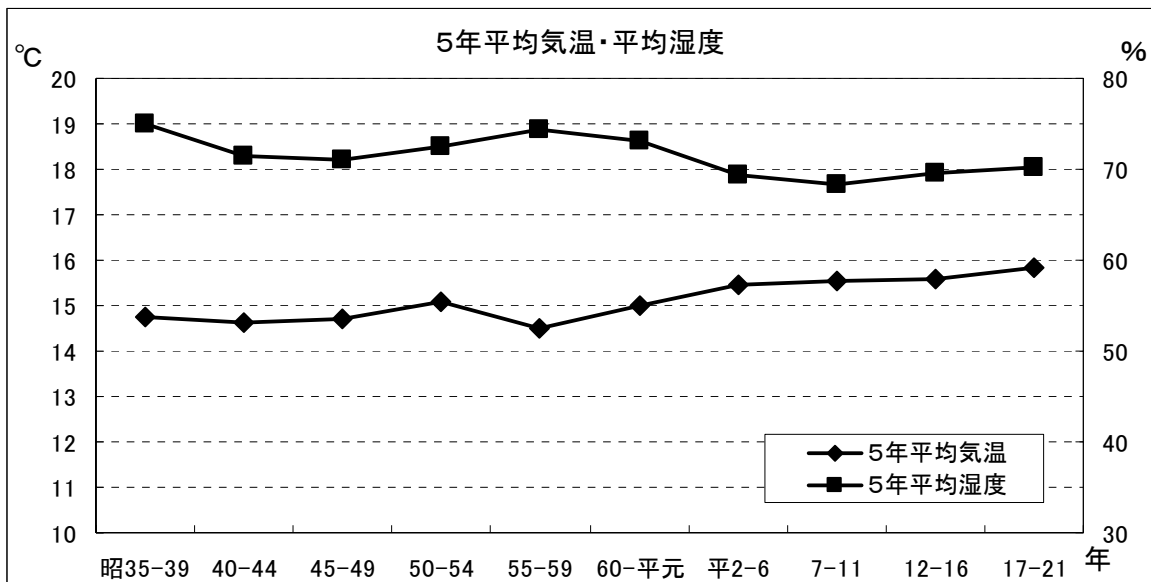
## 資料2 武蔵野市の環境データ

### ●周辺区市との人口密度の比較



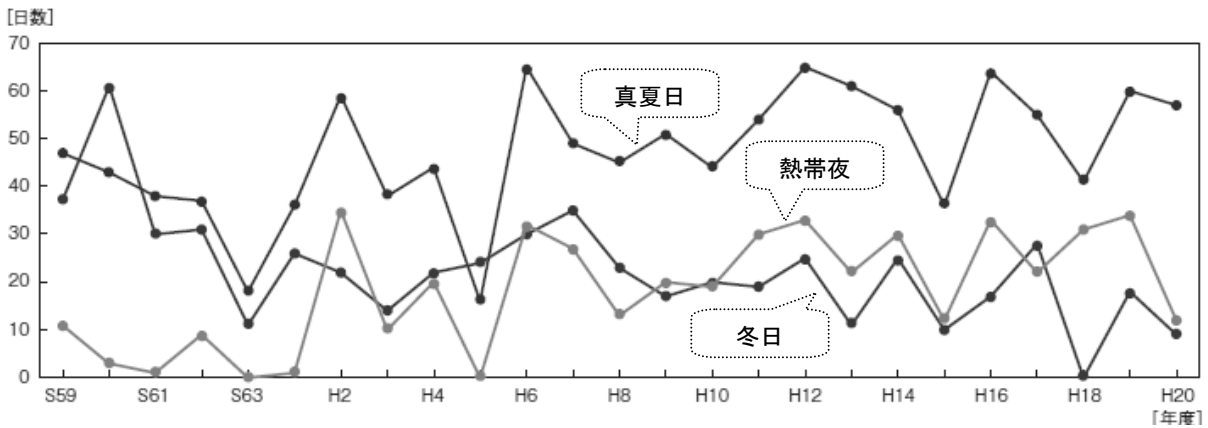
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

### ●気温、湿度、降水量の状況（5か年の平均気温の推移）



出典：武蔵野市市勢統計

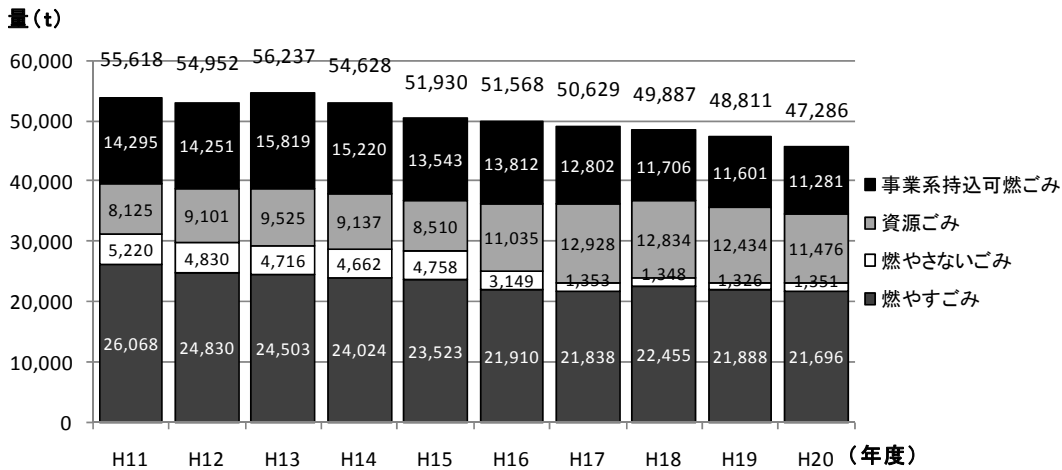
### ●真夏日、熱帯夜、冬日の日数の推移



※真夏日…最高気温が30℃以上の日 熱帯夜…最低気温が25℃以上の日 冬日…最低気温が0℃未満の日  
 ※市庁舎で測定。(H17年6月からH20年6月までは屋上仮設のため、高めの値となった。)

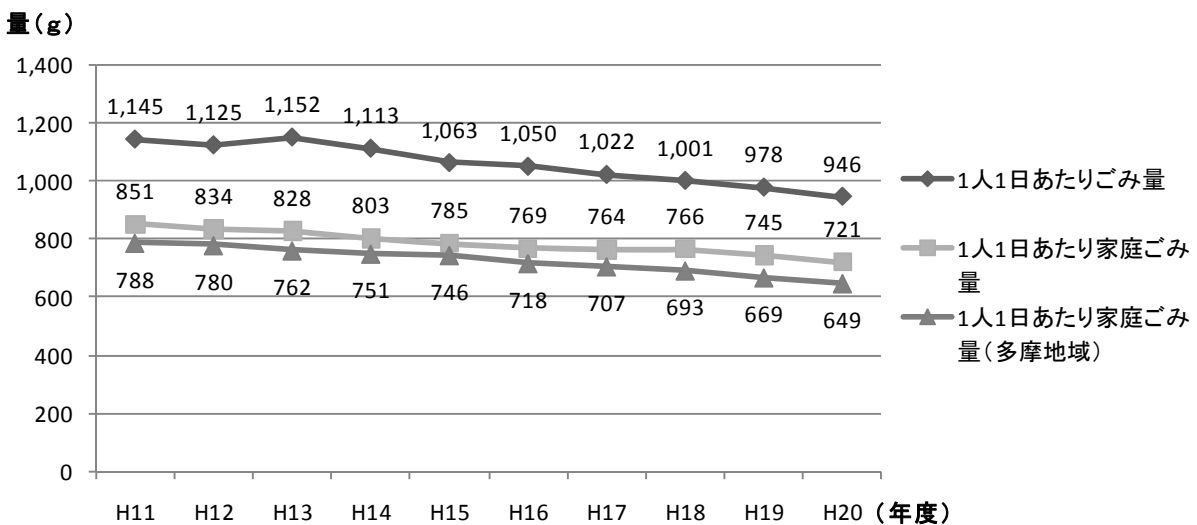
出典：平成21年度版武蔵野市地域生活環境指標

### ●ごみ量の推移



出典：平成21年度版武蔵野市地域生活環境指標

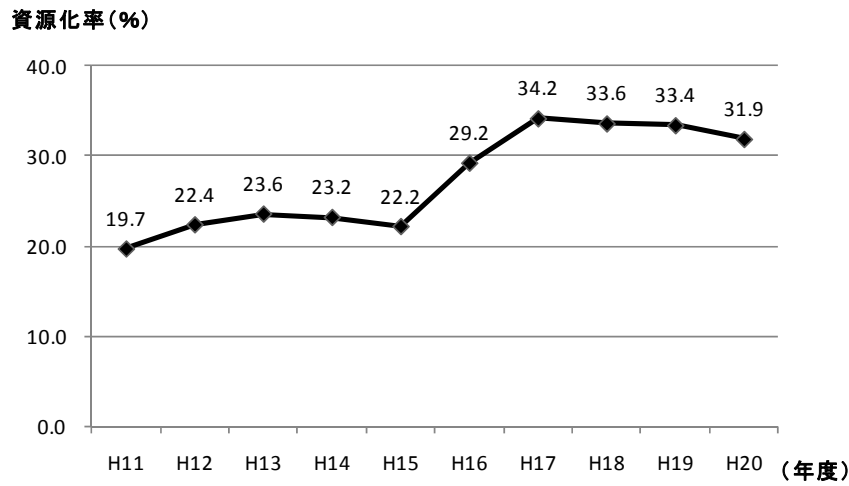
### ●1日あたりごみ量の推移



出典：平成21年度版武蔵野市地域生活環境指標

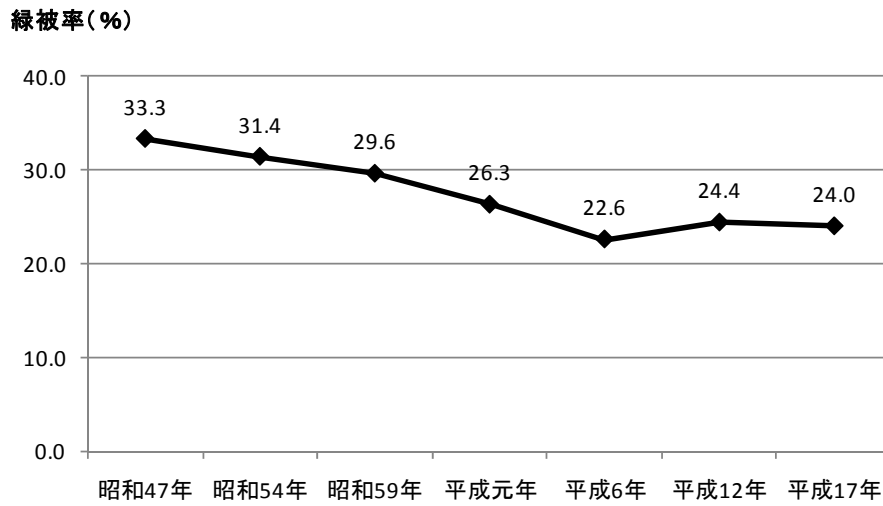


●資源化率の推移



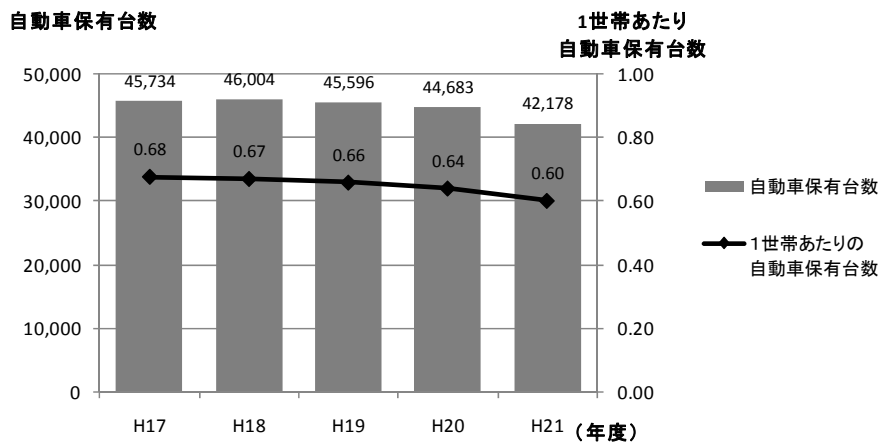
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

●緑被率の推移



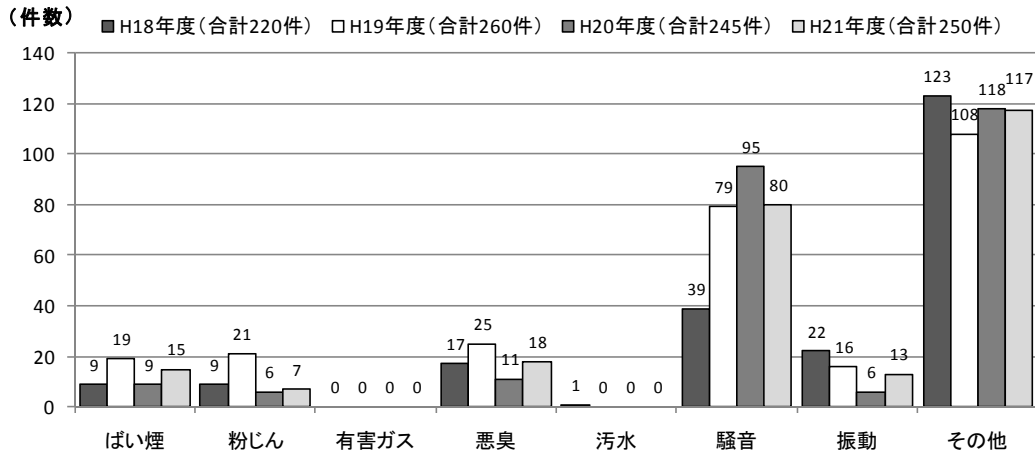
出典：武蔵野市自然環境等実態調査報告書

●自動車保有台数の推移



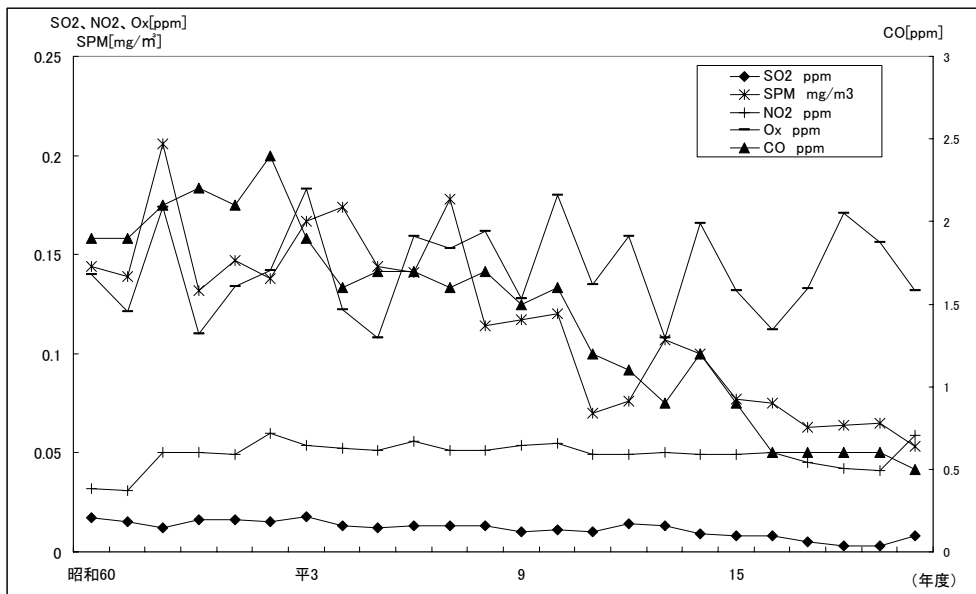
出典：武蔵野市市勢統計

### ●公害苦情受付件数の推移



出典：平成 21 年度武蔵野市の環境保全

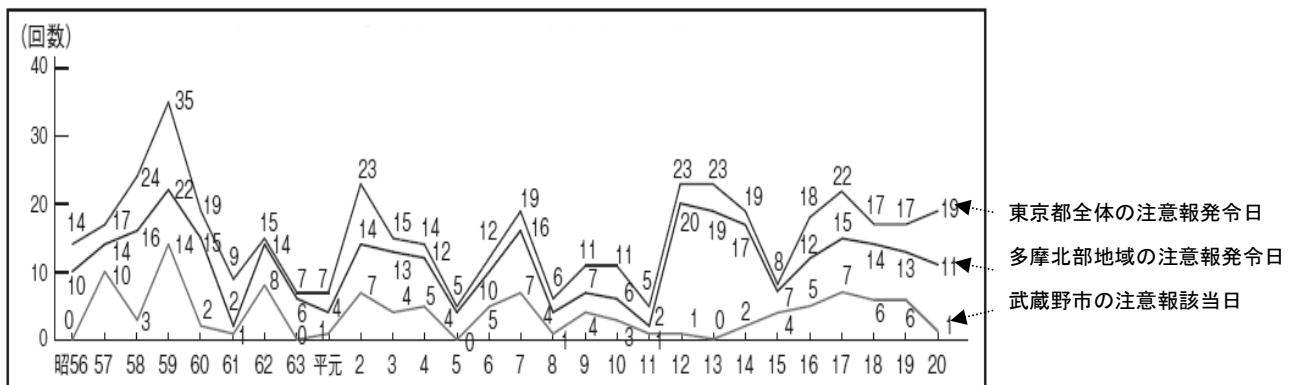
### ●大気環境状況の推移



グラフ上の数値は年平均値です。  
 SO<sub>2</sub>：二酸化硫黄、CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、O<sub>3</sub>：光化学オキシダント

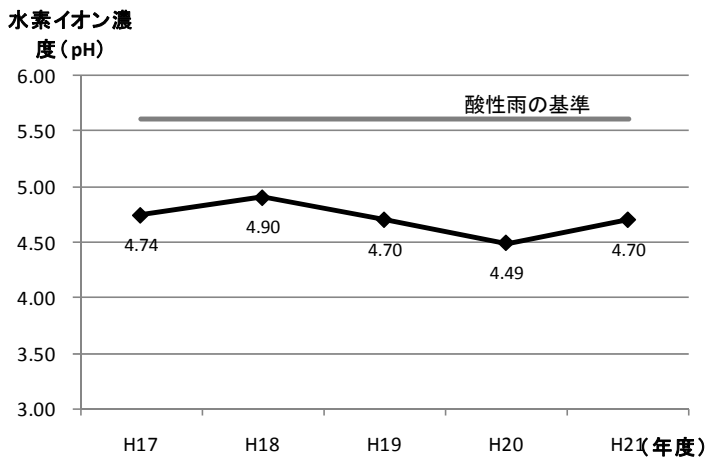
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

### ●光化学スモッグ注意報発令日と注意報該当日の推移



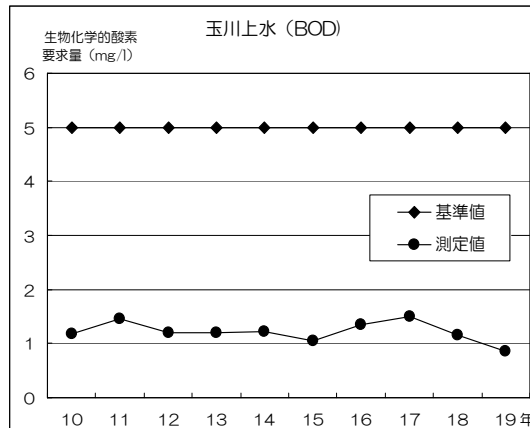
出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

### ●酸性雨の推移



出典：平成 21 年度武蔵野市の環境保全

### ●玉川上水の水質 (BOD の推移)



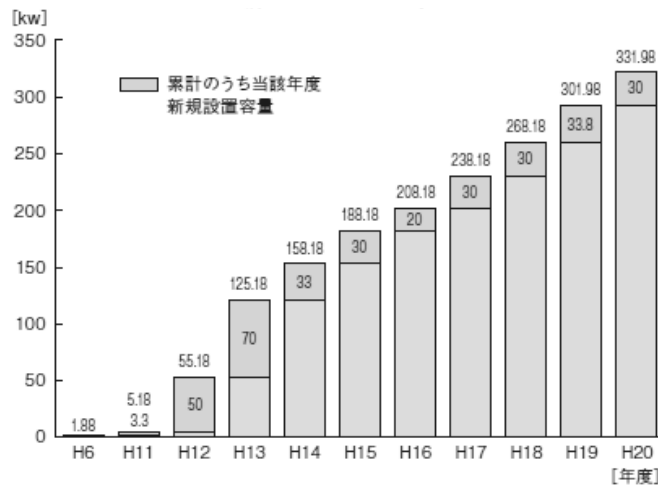
出典：平成 21 年度武蔵野市の環境保全

### ●環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン	1 年平均値が 1 m <sup>3</sup> あたり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/ m <sup>3</sup> ) 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

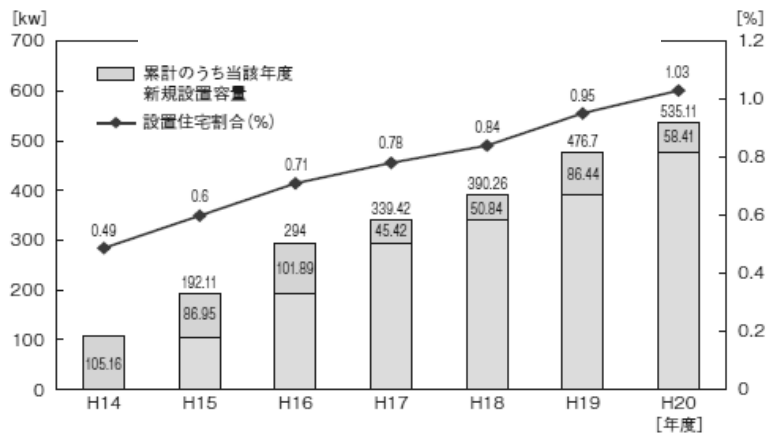
※ppm…百万分の一（気体の場合、1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>含まれる濃度）を指します。

## ●公共施設における太陽光発電システムの設置容量の推移



出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

## ●住宅の太陽光発電システムの設置容量の推移



※本データは、住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成に対して申請のあった設置容量による。  
 ※設置容量には、平成 13 年度以前の数値は含まれて降りません。

出典：平成 21 年度版武蔵野市地域生活環境指標

# 資料3 第二期環境基本計画（改訂版）の目標達成状況

分野	項目	目標値 (平成22年度)	策定当初の参考値		途中実績 (平成21年度実績)	評価	備考
			15.32℃	15.60℃ (平成12～16年の平均気温)			
しくみづくり	過去1年間に環境学習に参加した人の割合	10%	6% (平成17年度)	-	9.1% (平成22年度)	△	環境基本計画策定に伴う市民意識調査による
	こどもエコクラブの数 【20年度改訂追加項目】	10	-	3 (平成19年度)	8 (平成21年度)	△	上段は、現行計画において算定・公表している値を示します。 下段は、現行計画策定後に公表された「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)」(平成21年6月、環境省)に基づき、改めて算定した値を示します。
	地域全体の温室効果ガス排出量	1990年比-6% (526.7千t-CO2以下)	1990年比+18.2% 662千t-CO2 (平成15年度)	1990年比+0.8% 564千t-CO2 (平成17年度)	-	1990年比+11.2% 622.9千t-CO2 (平成19年度)	×
ライフスタイル	公共施設における太陽光発電設備容量	400kW	208.34kW (平成16年度)	298.18kW (平成19年度)	378.01kW (平成21年度)	△	H21年度新規設置件数: 97件
	民間住宅における太陽光発電設置住宅割合	1.2%	0.71% (平成16年度)	0.95% (平成19年度)	1.42% (平成21年度)	○	
	市民一人1日あたりのごみ排出量	722g以下	-	743.3g (平成19年度)	695.6g (平成21年度)	○	
緑と水	過去1ヶ月間に過剰包装を辞退したことのある人の割合	90%	83% (平成17年度)	-	94.3% (平成22年度)	○	環境基本計画策定に伴う市民意識調査による
	緑被率	24.5%	24.4% (平成12年度)	24% (平成17年度)	-	-	緑の基本計画策定に伴う調査
	保存樹木の本数	720本	675本 (平成16年度)	685本 (平成19年度)	742本 (平成21年度)	○	
	屋上緑化等を導入した市の公共施設数	8施設	3施設 (平成17年度)	5施設 (平成19年度)	5施設 (平成21年度)	△	本庁舎・大野田小・千川小・境南第2保育園・吉祥寺保育園
	公有地の緑被地面積、民有地の緑被地面積 【20年度改訂追加項目】	公有地 93.765ha 民有地 169.20ha	-	公有地 91.73ha 民有地 165.8ha (平成17年度)	-	-	緑の基本計画策定に伴う調査
交通・運輸	交差点における環境基準 環境基準の維持	環境基準の維持	0.022 要請限度超過 0箇所 (平成16年度)	0.019 要請限度超過 0箇所 (平成19年度)	0.012 要請限度超過 0箇所 (平成21年度)	○	武蔵野警察署前における窒素酸化物濃度(mg/100cm <sup>3</sup> /日)
	1世帯あたりの自動車保有台数	0.65台	0.67台 (平成16年度)	0.656台 (平成19年度)	0.599台 (平成21年度)	○	市内5箇所における騒音・振動調査結果
	電線類地中化延長	6.0%	5.5% (平成16年度)	5.9% (平成19年度)	-	-	
景観・まちづくり	下水道の耐震改修箇所数	740箇所	96箇所 (平成17年度)	416箇所 (平成19年度)	717箇所 (平成21年度)	△	順調に推移している
	地下水の涵養に取り組み世帯の割合	20%	14% (平成17年度)	-	10.9% (平成19年度)	×	環境基本計画策定に伴う市民意識調査による
	大気・水質・土壌各項目の環境基準を超えた項目数【参考指標】	-	2項目 (平成16年度)	1項目 (平成19年度)	1項目超過 (平成21年度)	△	光化学オキシダント
健康・安全	光化学スモッグ注意報の発令日数【参考指標】	-	12日 (平成16年度)	13日 (平成19年度)	6日 (平成21年度)	△	

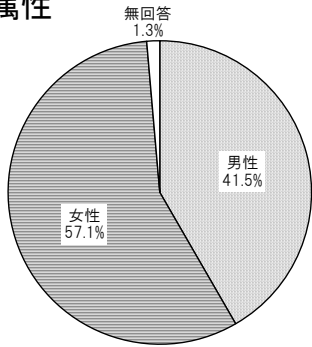
# 資料4 市民アンケート結果

- ◆調査対象 市内在住の20歳以上の男女1,000人
- ◆調査方法 郵送による配布・回収
- ◆調査期間 平成22年7月16日(金)～7月30日(金)
- ◆回収状況 標本数958(差出数1,000のうち不達42)、有効回収数378、回収率39.5%

## 1) 回答者の属性

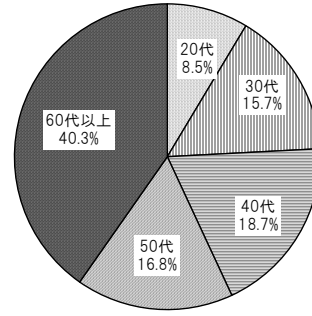
n: 回答者数

### (1) 性別



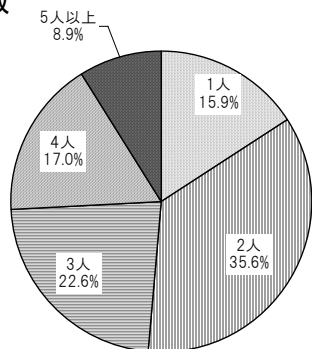
n=378

### (2) 年齢



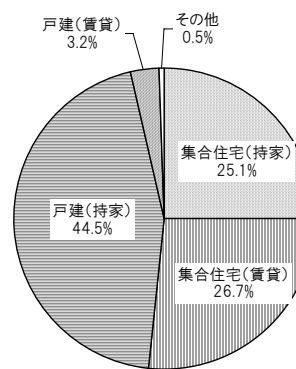
n=375

### (3) 世帯人数



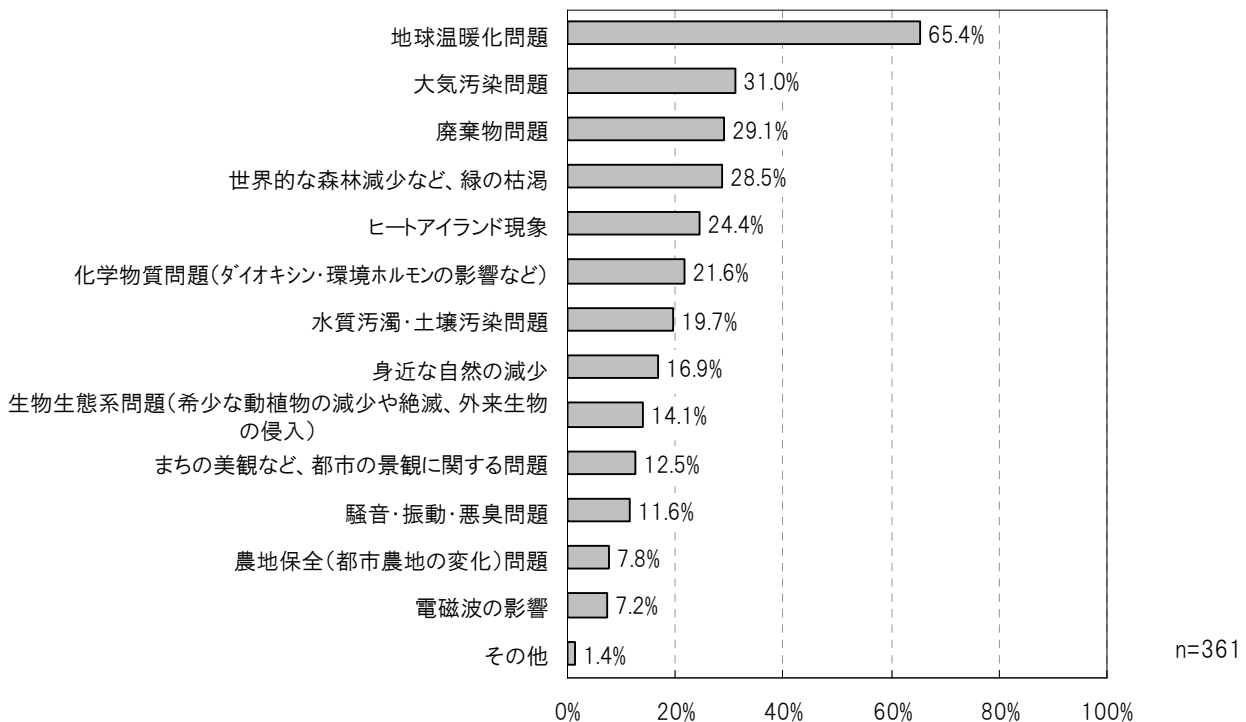
n=371

### (4) 住まいの形態



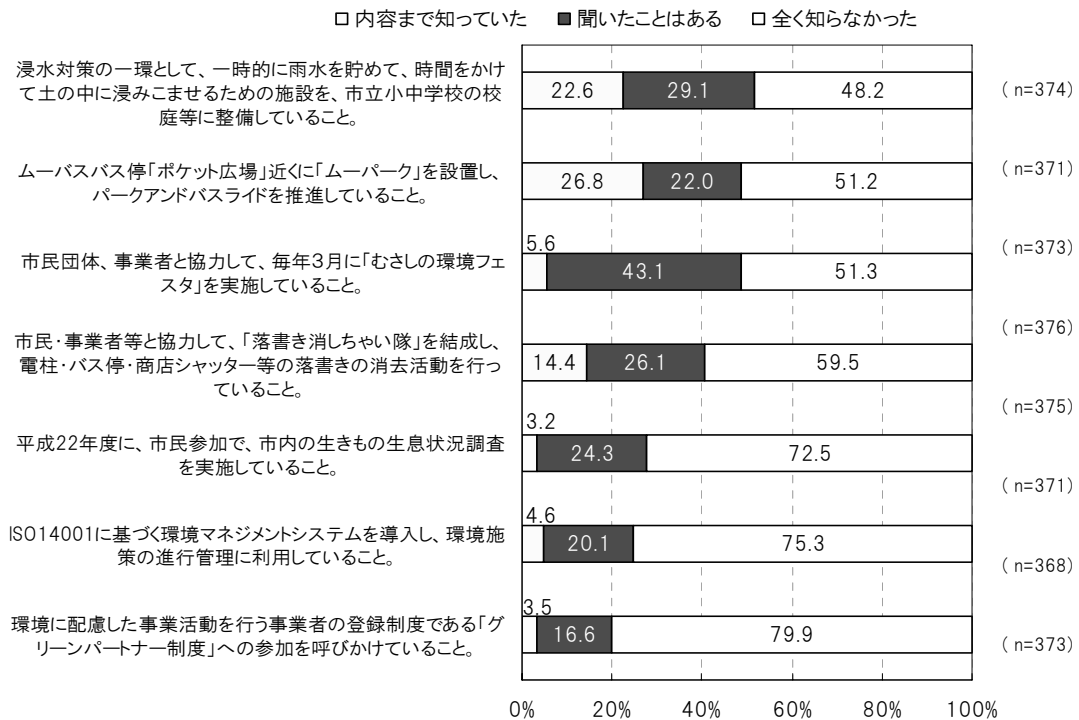
n=375

問1 以下の選択肢に掲げられる環境の課題について、優先的に実施していくべきとあなたが思うものを3つまで選び、あてはまる番号に○をつけてください。



n=361

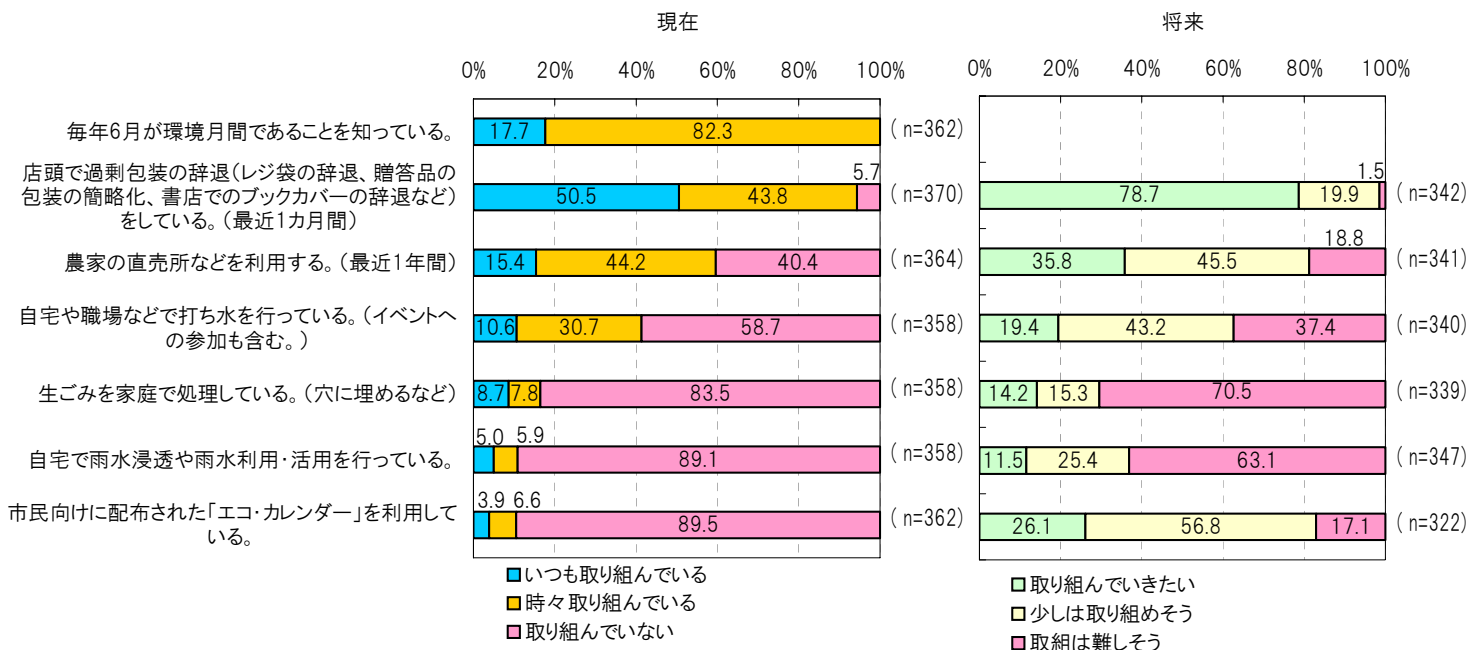
問 2 武蔵野市が行っている環境に関する取組について、お聞きになったことはありますか。それぞれの取組について、あてはまる番号に○を付けてください。



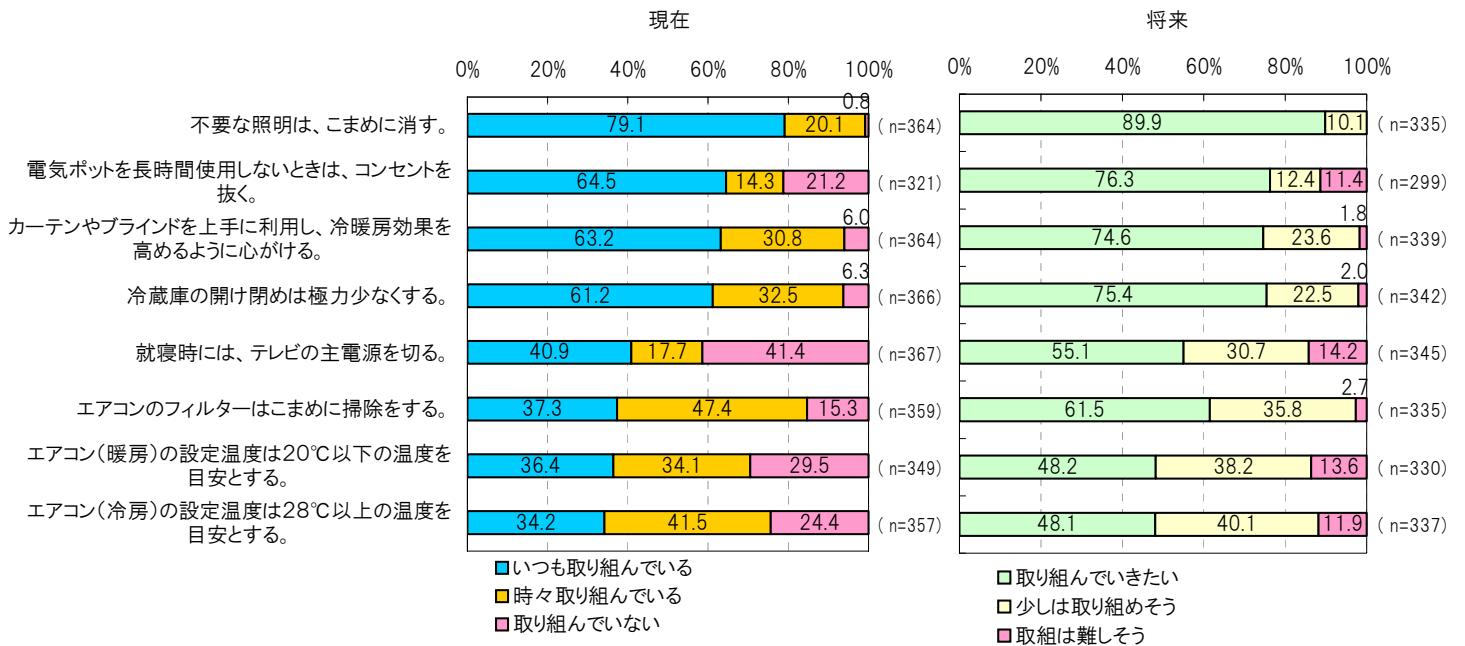
## 2) 日常生活での環境に配慮した取組について

問 3 以下は、日常生活での環境に配慮した取組です。それぞれについて「現在の取組状況」にあてはまるものをそれぞれ1つ選び、○を付けてください。  
また、「今後の取組の意向」についても同様に、あてはまるもの1つに○を付けてください。

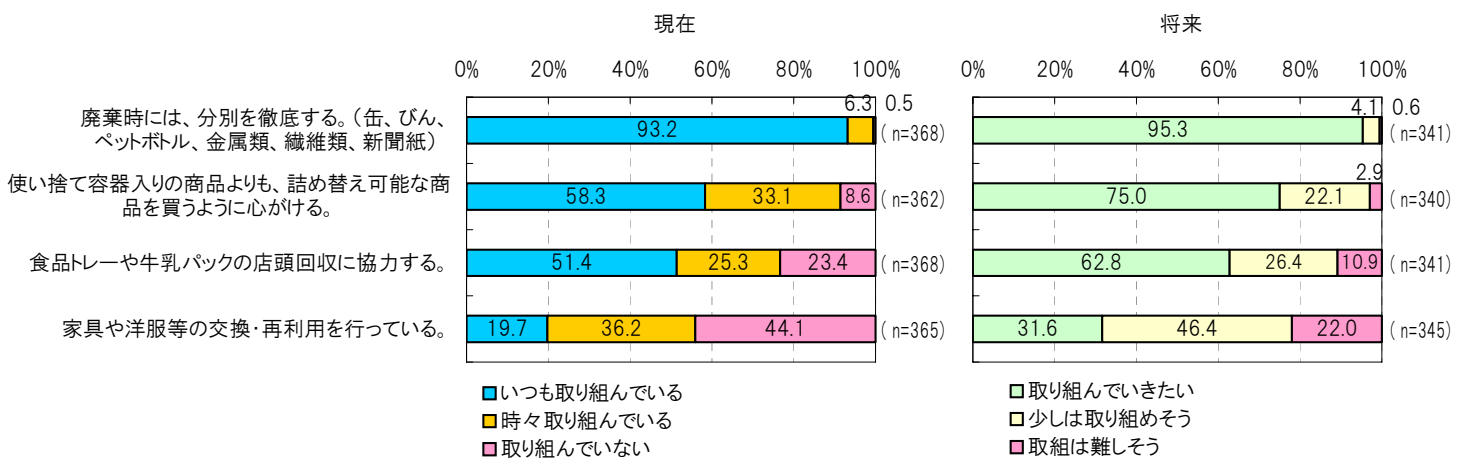
### ① ライフスタイルに関する取組



## ②省エネに関する取組

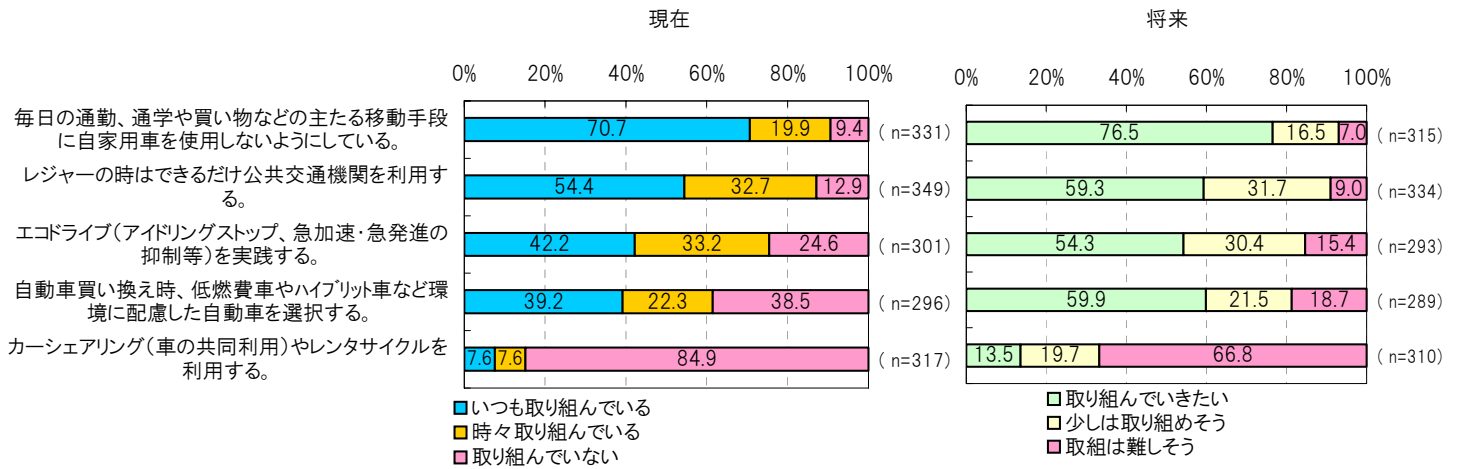


## ③ごみの削減・リサイクルに関する取組

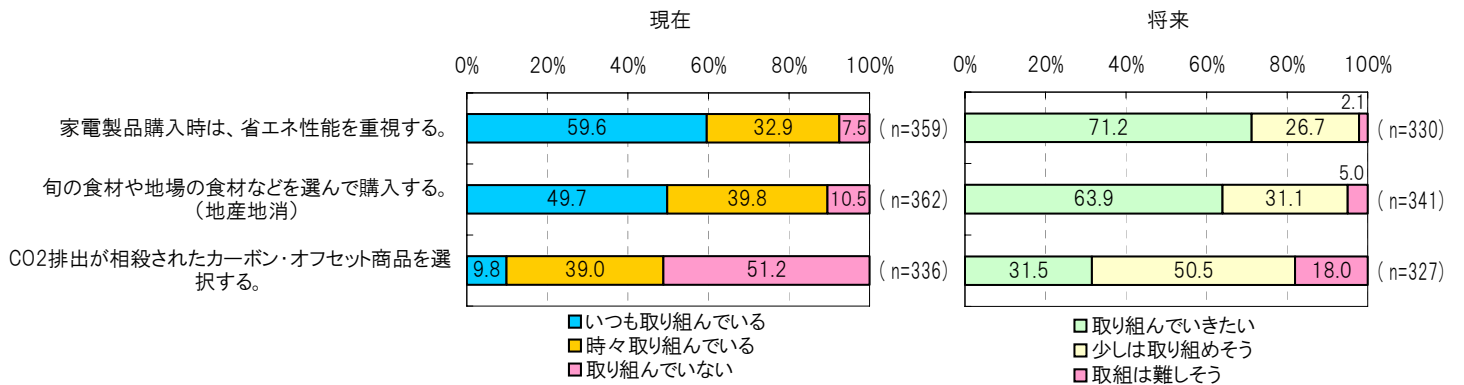




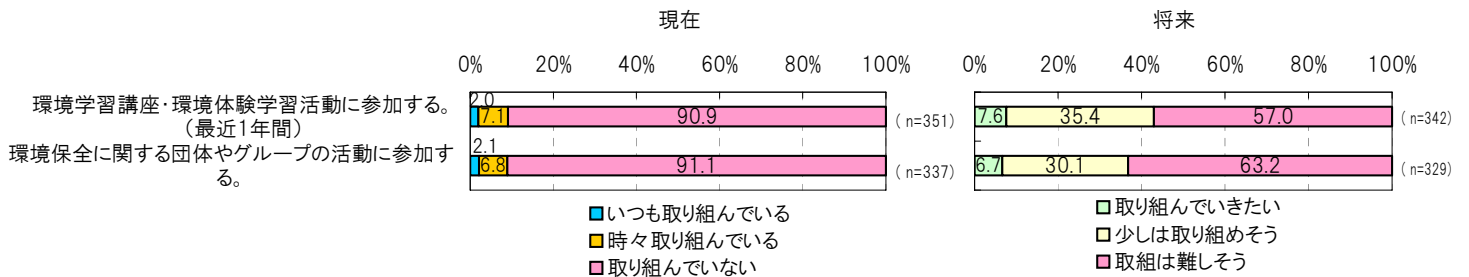
#### ④自動車の利用に関する取組



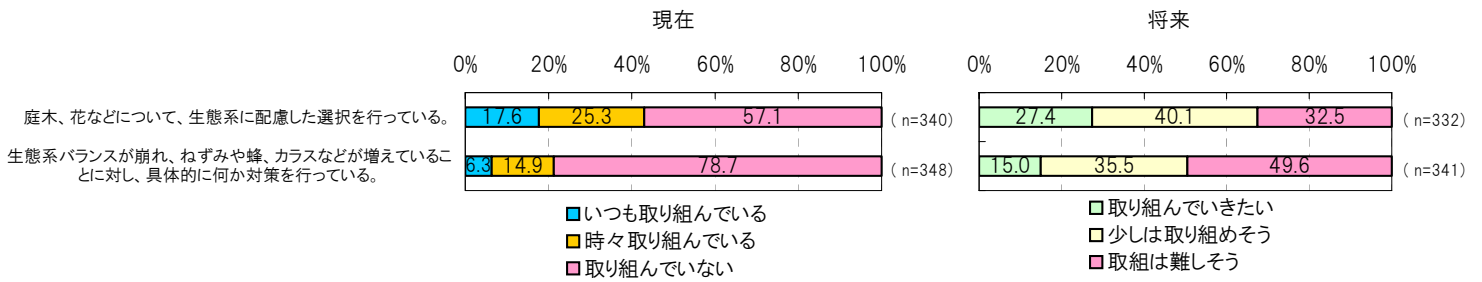
#### ⑤CO<sub>2</sub>の排出の少ない商品の選択に関する取組



#### ⑥環境学習に関する取組

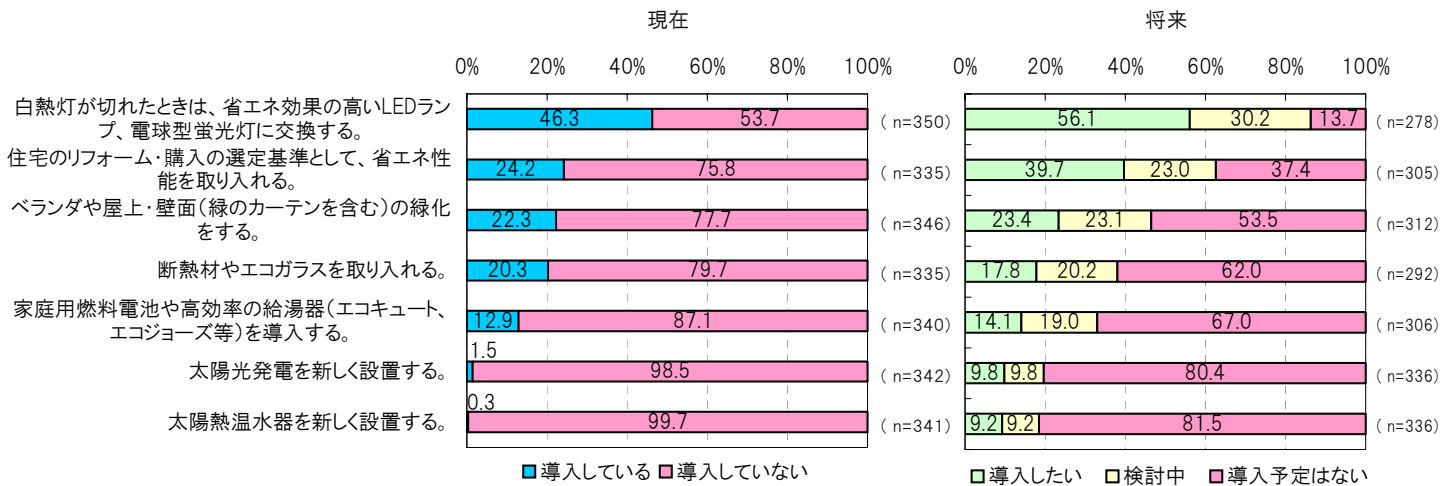


### ⑦生態系保全への配慮に関する取組



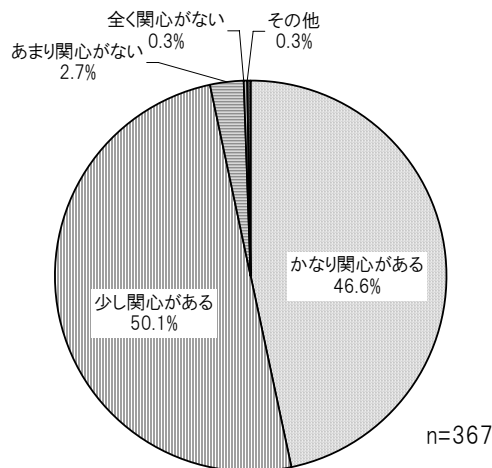
### 3) 住宅の省エネルギー対策について

問4 以下は、住宅の省エネルギー対策です。各対策について「現在の取組状況」にあてはまるものをそれぞれ1つ選び、○を付けてください。  
なお、「2.導入していない」とお答えいただいた方は、「今後の取組の意向」について、あてはまるもの1つに○を付けてください。



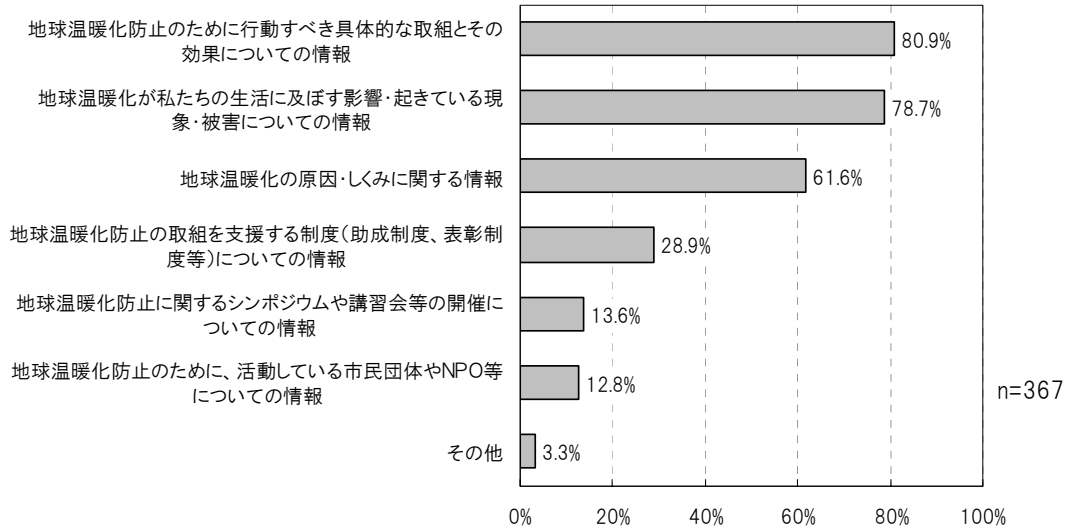
### 4) 地球温暖化問題への関心・認識等について

問5 あなたは地球温暖化問題に関心をお持ちですか。あてはまるもの1つを選び、番号に○を付けてください。



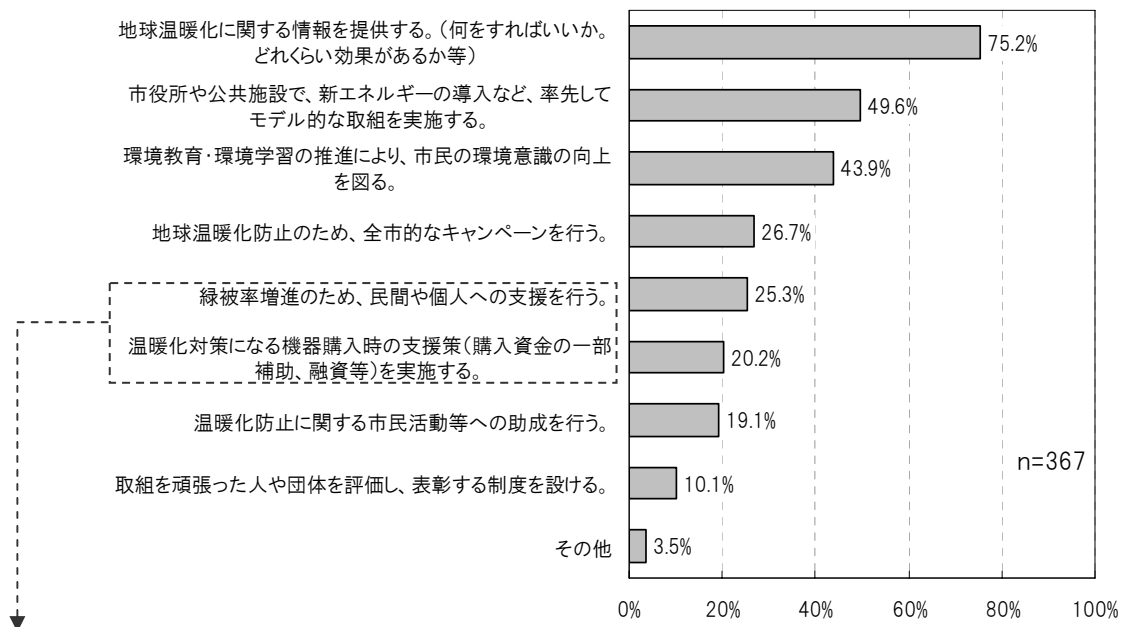
## 5) 地球温暖化問題に関する情報の必要性について

問 6 今後、地球温暖化防止の取組をさらに進めるためには、どのような情報が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○を付けてください。

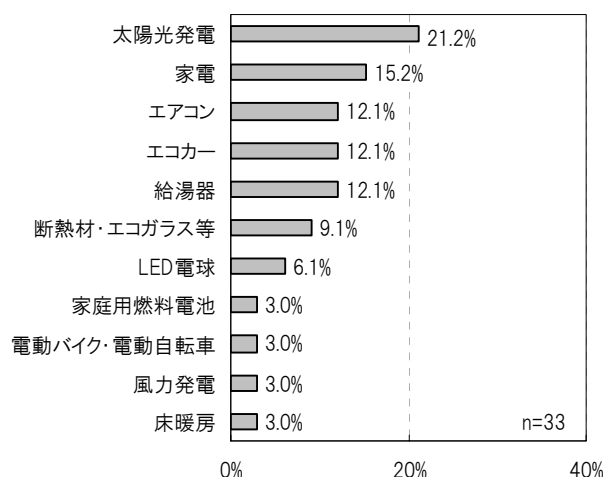


## 6) 地球温暖化問題に対する行政への要望について

問 7 武蔵野市において、市民が地球温暖化防止のための行動を積極的に行うようにするために、市はどのようなことを実施すべきと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○を付けてください。



<支援してほしい機器等>



問8 環境に関する取組を市全域で推進するにあたり、市への要望や施策に対する意見や提案、アンケートに対する意見等ございましたら、ご自由にお書き下さい。

項目	回答数
まちづくり・都市景観について	38 件
道路整備・交通安全に関する要望	8 件
建築物や看板設置の際の景観への配慮について	3 件
生活環境改善への要望（ごみ・悪臭・カラス・騒音等）	11 件
緑化について	7 件
まちづくり・都市景観について	9 件
市の公共施設の省エネ対策・自然エネルギー利用に関して	3 件
環境配慮型商品・自然エネルギー導入の推進・助成について	7 件
情報提供・広報について	31 件
生活の中での取り組み事例等の提案を要望する意見	10 件
集合住宅での取り組みについて	6 件
行政・市民団体などが行っている取組のPR・情報発信についての要望	12 件
その他	3 件
市民活動の支援・イベントについて	8 件
教育について	3 件
アンケート調査について	7 件
その他	35 件
計	132 件

## 資料5 中間のまとめに対する意見

### ＜オープンハウス＞

パブリックコメントの一形式として、期間内に市内公共施設においてオープンハウス形式で計画中間のまとめに関する意見募集を行いました。

- ◆開催日時 平成23年1月21日（金）13時から19時まで
- ◆開催場所 かたらいの道市民ホール（中町1-11-16 スカイクロスタワー1F）

- ※関心のある話題
- 1 環境教育・学習・市民活動支援などに関する問題
  - 2 生活の中での環境保護・環境配慮に関する問題
  - 3 生物多様性保全・緑地や水辺の保護などに関する問題
  - 4 道路環境、交通環境に関する問題
  - 5 都市の景観や美化、まちづくりの環境配慮などに関する問題
  - 6 浸水・耐震対策などの危機管理、生活環境の維持などに関する問題
  - 7 その他（自由記述）

No.	市民からのご意見	計画への対応
1	大変ではあると思いますが、景観や交通のためにも、電線地中化延長の目標を6%からより上げ、改善できたらと思います。 (市外・男性・20～30代・関心のある話題4)	前計画で掲げていた電線地中化率の目標6%は、平成21年度末に達成しました。今後もさらに整備を進め、将来的に事業完成後、全市道の地中化率9.3%を目指します。
2	難しい問題も多いが、市民一人ひとりが意識するよう啓発活動を多くした方がいい。 (市外・男性・40～50代・関心のある話題1,2)	ご意見のとおり、幅広い対象、幅広いテーマでの環境学習機会、体験型環境教育を充実させます。また、市民の取組としても、環境問題に興味を持つために、自分自身が当事者である自覚を持つことを今回新たに取上げています。
3	大変意義深い発表だと思えます。行政の取組が多岐にわたっている事を読み取ることができました。ただ、内容が濃い分、個々の取組の掘り下げがやや浅いかもかもしれない、とは感じました。問題点→それに対する答え（取組）をもっとダイレクトに示すか、ポイントを絞った方が、より伝わりは良いのではないかと思います。 (市内在住・男性・20～30代・関心のある話題1,3,4,6)	環境方針ごとに、まず現状分析と評価を記し、次に行政（市）の取組について、施策の展開や具体的な事業について述べています。さらに、市民の取組・事業者の取組について、掲載しています。 したがって、現状の記載が適切と考えています。
4	昨年の25%削減（温室効果ガス）の発表には驚いていましたが、2020年度の目標として、現在の位置と分かり、少し理解が出来たと思います。個人的には直接取り組めることが交通やゴミが一番の身近なことです。関心はそこにあります。これは、ごみ対策なので今回とは少し違うかもしれませんが、ごみの出し方をもっと細く、他市の対策も取り入れて頂きたいと思っています。 (市内在住・女性・40～50代・関心のある話題2,4,6)	ご意見のとおり、ごみ減量・資源の循環的利用を推進していきます。具体的なごみ対策は、ごみ市民会議等での討議や、他自治体の先進事例なども参考に検討していきます。

No.	市民からのご意見	計画への対応
5	<p>学生（特に小学生）の頃は、環境について学ぶ機会も多くあったように思いますが、卒業してしまうと、特別に興味を持たなければ触れる機会も少なくなるように思います。</p> <p>社会全体での取組が大切になることだと思いますので、学校教育から離れてしまった世代への啓発は、難しい問題ですが、考えていかなければならないことかな、と思います。</p> <p>（市外・女性・20～30代・関心のある話題1,5,6）</p>	<p>ご意見のとおり、子どもだけでなく高齢者など幅広い対象への環境学習機会を充実させるとともに、環境情報について幅広くわかりやすく提供します。</p>
6	<p>・グリーンパーク遊歩道は、本当にすばらしいと思います。</p> <p>・自転車の乗り方・交通ルールなどを小学校から指導してほしい。</p> <p>（市内在住・男性・60代・関心のある話題2）</p>	<p>グリーンパーク遊歩道含む緑地は、市の自然環境の骨格を成すと位置づけています。</p> <p>小学校では、自転車安全教室を実施しており、引き続き自転車の安全走行の啓発を実施します。</p>
7	<p>第3期環境基本計画について、あらためてパネルで確認できました。特に毎日の生活の中でどんな行動をするべきか、見ながら考えてみました。今年の夏、我が家のベランダでゴーヤによる緑のカーテンは猛暑をしのぐために少し役立ったようです。</p> <p>団地の他の人たちは、エアコンをがんがんかけて過ごしたと言っていました。我が家はうちわだけの冷房ですみました。電気使用量はいつもとあまり変化なかったのが自慢です。団地内は樹木も多く繁っているので、団地内と団地外では温度差を感じます。緑は生物多様性の源といえるのではないのでしょうか。このスペース（かたらいの道スペース）をもっと活用して、勤務先から帰宅する途中に武蔵野市のさまざまな計画を知らせる必要があると思います。</p> <p>（市内在住・女性・60代以上・関心のある話題1,2,3,4,5,6,新クリーンセンターの建設に向けての温暖化防止対策）</p>	<p>本計画でも、市民の取組として緑のカーテンについて掲げています。</p> <p>また、ご意見のとおり、生物多様性が我々の身近な生活の中でも様々な恩恵をもたらしているとし、生物多様性保全を重要な計画の柱と位置づけ目標設定を行っています。</p> <p>公共施設を活用した今回のオープンハウスのような方式は、ご指摘のような効果を狙ったものであり、今後とも、改善を図りつつ市の計画自体のPRを図っていきます。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
8	<p>自分が住んでいる街はいつまでも美しい街である事、自慢できる街である事のために、環境については真剣に考えています。</p> <p>自分で今、何をすべきかをもっと深く考える事が大切だと思います。そのためにいろいろなまちづくりを拝見でき、とても良かったと思います。</p> <p>今後、できる事は実行していき、今以上に素晴らしい街になるよう自分自身も頑張っていきたいと思います。今日はありがとうございました。</p> <p>(市内在住・男性・20～30代・関心のある話題 1, 2, 4, 5)</p>	<p>ご意見のとおり、まちの美化意識の高揚と実践機会の継続に取り組みます。市民の取組にも、美しいまちづくりのための行動を挙げています。</p>
9	<p>環境問題は地球人、一人々がその意識を持って取り組まなければならない問題と認識しています。意識改革をして、江戸時代の様なリサイクル社会を目指すのも一考かと。</p> <p>(市外・男性・40～50代・関心のある話題 2, 3, 5)</p>	<p>ご意見のとおり、ごみ減量、資源の循環的利用を推進するとともに、本計画では、市民・事業者の取組としてリデュース・リサイクルの心がけを取り上げています。</p>
10	<p>10年、20年、30年後も緑が自然が残っている事を願います。</p> <p>(市外・男性・40～50代・2, 3, 5)</p>	<p>本計画に掲げる「環境像」の実現に向け、中長期的な視点では、生物多様性保全に配慮した生活・暮らしを営み、武蔵野市の自然を守り育てます。</p>
11	<p>武蔵野市は人が多く集まる都市ですが、人が多く集まるとゴミや色々な問題が出てきます。(市外・男性・20～30代・関心のある話題 5)</p>	<p>ご意見のとおり、ごみ減量、資源の循環的利用を推進するとともに、本計画では、市民・事業者の取組としてもごみ減量を掲げています。</p>

## <パブリックコメント>

◆ 募集期間 平成 22 年 12 月 15 日（水）から平成 23 年 1 月 23 日（日）まで

No.	市民からのご意見	計画への対応
1	<p>① 全体について</p> <p>1) 全体として、従来にない領域や分野などを取り入れ、幅広く深い論議の成果だと思います。ただし、一部について、検討不足部分があると思います。例えば、環境経営システムや環境教育面などでもう少し広がりのある検討が欲しかったと思います。</p> <p>2) 市民と行政と事業者の協働等については、他市と比較して積極的に進めている方だと考えられるが、市内には高度な専門性を持った市民・団体等がたくさんあるので、それらに参画してもらうような仕組みや策を設定する必要があると思います。</p> <p>3) 環境問題は、地球規模から個人・家庭レベルまで非常に幅広く、直接・間接的に影響が関わってくるので、より積極的な協働・連携システムを構築していく必要があると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、環境問題解決には、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動と協働が重要と位置づけています。また、環境に関する市民活動への支援の一環として、自発的な活動を促す仕組みづくりに取り組みます。</p>
	<p>② 個別問題について</p> <p>1) “市民活動拠点の整備”については、“あり方の検討”というようにあいまいな表現ではなく、拠点数や情報発信・収集、コミュニケーション機会の創出など、踏み込んで考えてほしい。</p>	<p>クリーンセンターの建て替えの一環として、環境に関する普及啓発機能・情報発信機能を確保する拠点の設置を市民参加で検討していることから、本計画では方向性を示すこととしました。</p> <p>したがって、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>2) “事業所の環境経営の普及促進”が入っているが、行政自身の「ISO14000」への評価、環境省が推進している「エコアクション 21」等の比較検討も欲しい。例えば自治体では ISO14000 からエコアクション 21 に変革しているところも多々あります。</p>	<p>今後も情報収集をし、環境マネジメントシステムの効果的な運用を検討します。</p> <p>貴重なご意見ではありますが、現状の記載が適切と考えています。</p>



No.	市民からのご意見	計画への対応
1	<p>3) 生物多様性について言及されている事は大変良いが、これは生態系と種と遺伝子の保全・育成をセットとして考える必要があり、特に背景として水辺環境の有無が大きく関係してくることを考えてほしい。</p> <p>この水辺環境を考えた時、武蔵野市の三圏域における水辺空間は非常に大きな差があり、全体のバランスを考慮してほしい。(吉祥寺地区は水辺空間が少ないと思う。)</p> <p>また、水辺の環境整備については、井の頭池や神田川、善福寺川との関係も重要であり、検討してほしい。</p> <p>更に、武蔵野市吉祥寺には、昔、「松庵川」が流れており(東町4丁目と南町5丁目に水源があった)、吉祥寺に少ない水辺空間を補完・整備していくことなど検討してほしい。</p>	<p>水辺環境に関する市の施策としては、仙川リメイクや千川上水の整備を優先して進めています。</p> <p>また、自然環境は市内だけで完結するものではないことから、多摩地域の森林や神田川、善福寺川等との連続性も考慮します。</p> <p>しかし、松庵川については湧水との関係などについての情報収集の段階と考えており、現状では整備を考えていません。</p> <p>貴重なご意見ではありますが、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>4) 緑化推進については、市民団体等で積極的に緑化推進等の活動をしているところがあり、それらをもっと上手く活用する等の方策を考えてほしい。</p>	<p>緑化推進に関する市民活動は、その目的、分野、活動の質や量など多岐にわたっているため、イベントなどを通じた団体間での交流やネットワーク化を推進しています。また、引き続き緑ボランティア団体支援のあり方を検証します。</p>
	<p>5) 地下水貯留については、より積極的に推進していく必要があると考える。</p>	<p>本計画では、環境方針2と環境方針6において、雨水の利用や貯留浸透について言及しており、実施していきます。</p> <p>なお、関連計画の武蔵野市下水道総合計画でも推進しており、現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
2	<p>① 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策） 「市民との協働による緑化の推進」の項目について、以下の点を追加していただきたく。 「市は、大木・シンボルツリー2000計画を継続・推進するとの方針のもと、公用地内の指定樹木の保護・育成に努め、民有地の指定樹木に対しても適切な保護支援対策を通じて、22世紀に向け、緑豊かな大木が武蔵野市の空を覆うことを目指します。」 (事由) 大木・シンボルツリー2000計画は継続的な取り組みが必要であり、施策の後退はこれまでの取り組みを無駄にしてしまうため。</p> <p>② 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策） 「市民との協働による緑化の推進」の中の項目の文章について、以下のように修正していただきたく。 (修正前) 地域の共有財産として、多くの人が公園緑地などの緑を育むことができるよう、維持管理活動に積極的に参加できる手法を研究します。 (修正後) 地域の共有財産として、多くの人が公園緑地などの緑を育むことができるよう、近隣住民を初めとして広く一般の市民が維持管理活動に積極的に参加できるような制度を整備していきます。 (事由) 今の制度のもとで活動しているボランティア団体の中には、維持管理作業の進め方に関して、近隣住民とトラブルを起こす先が散見されます。このため、公園の維持管理作業に参加したくても、参加できない人材が地域には大勢おり、早急に新しい制度の導入が必要と思われるため。</p>	<p>大木・シンボルツリー2000計画は、公有地の樹木を7割弱含めることで、目標数値に達しています。今後は、樹木・樹林も含んだ民有緑地の保全制度の評価・見直しを実施し、保全を推進していきます。 なお、本計画においては、民有緑地に樹木・樹林も含むことがわかりにくいので、方針3「市民と協働による緑化の推進」において「緑の表彰・憲章制度を継続します。また、現行の制度を見直し、充実し、民有地の樹木の保全を推進していきます。」と修正します。また、支援や啓発の施策だけでなく規制や誘導による施策についても複合的に展開する必要があると考えています。</p> <p>環境に関する市民活動への支援として、自発的な活動を促す仕組みづくりに取り組みます。また、市民との協働による緑化の推進として、市民による公園管理、緑化事業を推進します。 なお、現在の表現が適切と考え、修正しませんが、ご指摘の事由のような状況は課題として把握しています。公園の維持管理に市民が関わることに起因する課題は、制度だけで解決するのは難しい場合が多いと認識しています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
2	<p>③ (修正前) 自然環境の回復と保全の推進のためには、様々な主体が連携・協力する必要があります。そこで、情報や知識の取得やデータベースの機能、緑の総合相談所としての役割も併せ持つ市民と市の協働の支援基盤として『自然環境センター(仮称)』の設置を検討します</p> <p>(修正後) 自然環境の回復と保全の推進のためには、様々な主体が連携・協力する必要があります。そこで、情報や知識の取得やデータベースの機能、緑の総合相談所としての役割も併せ持つ市民と市の協働の支援基盤として『自然環境センター(仮称)』の設置が考えられますが、一方で、同センターは、他の同種の機能を持っている施設や制度と役割が重複することや費用対効果の面で検討すべき点も多く、その設置については、長期的な課題として研究していきます。</p> <p>(事由) 『自然環境センター(仮称)』については、その役割が不明確であり、既存の施設や制度があるなかで、設置コストや維持管理コストの対比を見た場合、新たな効果が限定的であり、設置に当たっては十分な研究が必要と思われるため。</p>	<p>自然環境センター(仮称)は緑化推進に関する「市民協働」の新たな展開として期待されているものであり、現状の記載から修正しませんが、ご指摘のような懸念もあり、調査・検討を進めていきたいと考えています。</p>
	<p>④ (修正前) 緑ボランティア団体の支援内容を評価・検証し、多くの市民が活動しやすい制度にします。</p> <p>(修正後) 緑ボランティア団体の活動内容を吟味したうえで、その支援内容を評価・検証し、多くの市民が活動しやすい制度にします。</p> <p>(事由) 緑ボランティア団体のガバナンスが効かないことから、公園をあたかも自分たちだけのものと勘違いしている団体もあり、中には地域住民との間でトラブルが発生している先も見受けられるため。</p>	<p>ご意見のとおり、緑ボランティア団体支援のあり方の検証に引き続き取り組みます。具体的な評価・検証の内容については、緑の基本計画において定めており、ここでは現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
	<p>⑤ 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策）「水辺の環境整備」（P.34）の項目については、以下の点を修正していただきたい。</p> <p>（修正前）仙川については、都や関係市、事業者とも協力して長期的にはタナゴのすめる環境を目指していきます。また、ビオトープや自然生態系復活ゾーンを活用し、市民が親しむ機会を増やします。</p> <p>（修正後）仙川については、都や上流域の関係市、事業者とも協力して、その水源の確保や水質の改善に努め、水量が豊かで水質がよかった時期に見られたタナゴを始めとする多様な水生生物が棲める環境を目指していきます。また、ビオトープや自然生態系復活ゾーンを活用し、市民が親しむ機会を増やします。</p> <p>（事由）目指す環境について、もう少し具体的かつ正確に記載することが望ましいと思われる。</p>	<p>修正前記載は仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の整備目標による整備イメージの表現ですが、同計画の主旨や表現からも、ご意見のとおり修正します。</p>
2	<p>⑥ （修正前） 玉川上水においては、都の「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、都や周辺自治体等様々な主体と情報交換や連絡調整を密に行い、保全、整備に協力します。</p> <p>（修正後）玉川上水においては、都や周辺自治体等様々な主体と情報交換や連絡調整を密に行うとともに、市民からも積極的に意見を聞くなど連携をしっかりととりながら、「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、都が実施する保全、整備計画に協力していきます。</p> <p>（事由）東京都の事業に対して、市民が意見を言う機会がなく、その橋渡しの機能を行政に担ってもらいたいため。</p>	<p>説明会・意見交換会等の開催にあたっては、市報等により、積極的に情報提供を行っていきますので、現状の記載が適切と考えています。また、今後も開催が見込まれる緑化環境市民委員会等の中で検討することも考えられますが、市民、武蔵野市、東京都のそれぞれの役割を踏まえ連携をとっていききたいと考えています。</p>
	<p>⑦ 環境方針3 「緑と水」、行政（市）の取り組み（施策）「生物多様性の保全」の項目については、以下の点を修正していただきたい。</p> <p>（修正前）計画的な生物生息状況調査の実施に向けた検討を進めるとともに、本計画策定のための調査結果を活用し、積極的な情報提供と学習機会の提供を進めます。</p> <p>（修正後）生物多様性について、市民への啓発活動を継続的に取り組み、その一環として、市民各層を対象とした市内での自然観察会の定期的な実施など学習の機会を提供していきます。また、市内での有識者の協力を得ながら、生物生息調査を計画的かつ継続的に実施する体制を整備し、集めた情報の積極的な活用を進めていきます。</p> <p>（事由）方向性について、もう少し具体的なイメージが見えるように記載してほしい。</p>	<p>本計画では、幅広い対象に対して、幅広いテーマでの環境学習機会、体験型環境教育を充実させることに取り組みます。</p> <p>生物多様性保全の取組は、生物生息状況調査も含め、平成22年度から着手したところです。調査の体制や頻度については、今後具体化を図っていくことから、現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
	<p>⑧ (修正前) 自然資源を活かした環境の創出を進め、生物多様性保全のための方針を検討し、それに基づく空間整備について研究します。</p> <p>(修正後) 市が取り組む各種施策を遂行するにあたっては、調達面を含め生物多様性の保全に配慮することを旨とし、市の事業を発注する際の業者選定にあたっては生物多様性の保全確保に積極的な企業を優先していく制度を検討します。また、全職員に対して、生物多様性保全の必要性やその施策を理解のための研修制度を充実させていきます。</p> <p>(事由) 生物多様性の保全に関しては、研究をしている段階はなく、より実践的な取り組みが求められている段階です。</p>	<p>生物多様性保全の取組は、生物生息状況調査も含め平成22年度から着手したところであり、現状の記載が適切と考えています。</p> <p>また、調達に関して、市では、グリーン購入指針やグリーンパートナー制度により、取り組んでいます。</p> <p>環境教育・環境学習の充実として、市職員も含めた幅広い対象に環境学習を実施します。</p>
2	<p>⑨ 環境方針3 「緑と水」、行政(市)の取り組み(施策)「生物多様性の保全」の項目については、以下の点を追加していただきたく。</p> <p>生物多様性の保全に配慮した地域植生を広めていくために、公園等の施設を利用して、植物や昆虫などの生き物を積極的に増やし、市民に提供していく制度を整備していきます。</p> <p>⑩ 環境方針3 「緑と水」、市民の取組「生物多様性の保全のために」の項目については、以下の点を削除していただきたく。</p> <p>生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します。</p> <p>(事由) 個人の敷地内の植栽について、制限を加えることは財産権の侵害につながる可能性があること。また、現状の植栽植物の流通面をみると趣旨にあった植物を市民が入手することが極めて難しく、その結果として、市内の自生地における盗掘等不正な手段での供給が懸念されるため。</p>	<p>ご意見に基づき、生物多様性についての情報提供、啓発、および環境学習機会の提供を推進しますが、市で公園施設を利用して生きものを積極的に増やし、市民に提供していく方向性はありません。</p> <p>個人の所有に対する制限ではなく、あくまでも協力であり、現状の記載が適切と考えています。</p>
3	<p>① 2頁の右下あたり「武蔵野市では、緑の生活環境を維持、拡充し、・・・」を「武蔵野市では、生物多様性の観点から緑の生活環境を維持、拡充し、・・・」とする。</p> <p>② 16頁環境区分の表の①樹林環境で、「ケヤキやクヌギなど・・・」を「ケヤキやクヌギ・コナラなど・・・」とする。</p>	<p>後述の「生態系保全を前提とした自然環境を目指します。」の記述で充分と考え、修正しません。</p> <p>平成22年度生物生息状況調査で設定した環境区分であり、調査は既に終了していますので、変更はできません。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
	<p>③ 【以下の修正案は、環境方針3についてです。従来型の単なる緑の整備ではなく、生物多様性に立脚する新しい緑の保全が計画の理念なので、そこをもっと明確に記述すべきという考えに立つ修正案です。】</p> <p>31 頁左側の下から 12 行目：「農地等の緑は、・・・」を「農地・雑木林等の緑は、・・・」とする。</p> <p>(理由) 武蔵野の原風景として、また生物多様性の拠点である里山の構成要素として雑木林は重要であり、実際に境山野緑地（独歩の森）のように昔から維持されてきた雑木林があるので、それを明確に記述すべきと考えます。</p>	<p>武蔵野市における緑の概念及び公園緑地の考え方、緑被地の定義をふまえ、「これらをつなぐグリーンパーク緑地と市内に点在する屋敷林や社寺林等の樹林地、宅地や農地等の緑は、市の自然環境の骨格を成しています。」と修正します。</p>
3	<p>④ 31 頁右側第一段落：「・・・目標の 2,000 本を達成しています。」を「・・・目標の 2,000 本を達成しています。今後は、これらの樹木や林を生物多様性の観点から保全していくことが課題です。」とする。</p> <p>(理由) これからは、たんなる緑はなく生物多様性に基づく「緑の質」が重要というのが基本計画の理念です。そこで強調すべきです。</p>	<p>樹木や林における、緑の質や保全の目的は生物多様性に限定されているわけではなく、防災、景観構成等といった効果もあります。したがって、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>⑤ 32 頁左側の下から 5 行目：「武蔵野の風景や生態系を・・・」を「武蔵野の風景や生物多様性を・・・」とする。</p>	<p>「武蔵野市らしい風景や生物多様性」に修正します。</p>
	<p>⑥ 33 頁左側の 1 行目：「緑の保全と創出を進めるために、・・・」を「緑の保全と創出を生物多様性の観点から進めるために、・・・」とする。</p>	<p>緑には、生物多様性の観点のほかに、都市環境改善、レクリエーション、都市景観構成等様々な役割があります。また、省エネルギー型社会への寄与や二酸化炭素吸収などを通じ、地球環境保全にもつながります。したがって、現状の記載が適切と考えています。</p>
	<p>⑦ 34 頁左側の 7 行目：「守る仕組みにつなげます。」を「守る仕組みにつなげます。なお、公園緑地の新設と改修においては、生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽を推進します。」とする。</p> <p>(理由) 37 頁の市民と事業者の取り組みには、「生物多様性を意識し、地域の自然にあった植栽に協力します」とあるので、公園緑地整備の主体である行政の取り組みには絶対に入れるべきです。さもないと、民有地のみ生物多様性を強要し、行政は従来どおり園芸種や外来種を植える公園整備をすることになり、骨抜き計画になるのではないのでしょうか。</p>	<p>生物多様性の保全に向け、自然環境を活かした環境の創出を進めますが、公園緑地が担っている様々な機能や地域の事情のバランスを考慮すると、ここでは現状の記載が適切と考えています。</p>

No.	市民からのご意見	計画への対応
4	<p>中間のまとめを拝見しました。環境方針 3 の項で「生物多様性の保全」及び「農地保全」、「都市農業の支援」、「地産地消の推進」等を計画に盛り込んでいただき農業者として心強く思いました。</p> <p>近年は、「生物多様性の保全」について、農業・農地の果たす役割の重要性を感じているところです。また、農家の庭から畑につながる緑地や屋敷林、畑の周りの生垣等には様々な生き物が生息しています。生物も、手つかずの自然に生息するもの、逆に人の手が入ったところにしか存在しないもの等様々です。</p> <p>「第三期武蔵野市環境基本計画」案に賛同し、微力ではありますが自然環境の保全に役立てるよう都市の中に残る農地を守っていきたくと考えています。</p>	<p>ご意見のとおり、都市農業の支援については、生物多様性保全と関連があると考え、環境方針 3 において事業を挙げ、前計画から引き続き実施していきます。また、市民の取組及び事業者の取組として、地産地消や食育について、具体的行動を取り上げています。</p>
5	<p>武蔵野市で農業を営んでいる市民です。このたびの計画を見せていただき、一言感想を述べさせていただきます。</p> <p>私は、無農薬・有機栽培で野菜を育て、農業を通して地域の子どもや親子での農業体験を通して自然・環境の大切さを感じてもらい取り組みも行っています。畑にも、当然ながら多様な生き物がいます。今、言われている「生物多様性」は、昔から農地でも育まれてきました。このことが計画の中でも（31 ページ他）わずかではあるが取り上げられていることを評価します。</p> <p>今後も、農家として、子どもたちが、自然の中で体験を重ねながら環境を学べる場を提供し、都会の緑を守っていきたくと思います。</p>	

No.	市民からのご意見	計画への対応
6	<p>市内のある公園の隣地に住んでいたが、平成 21 年に相続の関係で土地家屋を手放すこととなり、公園の続きとして市に譲渡した。そこでは、約 75 年前に譲り受けてからあまり変わらぬ状態を維持しており、もともとあった植物もなるべくそのまま残していた。その約 70 m<sup>2</sup>の庭に 20 m<sup>2</sup>ほどの池があったが、市からの要請で埋められた。</p> <p>以前は、昆虫や蜘蛛類がかなり多く存在しており鳥もよくきていた。ここ 15 年で目立って減ってきたが、池には蛙が産卵に来ており、池のほわりには、カンアオイも群生していた。ここ 3 年間途絶えていたが、キンランも毎年みられた。他の方にも、春から秋に庭で糸トンボや蝶が舞っているところを見て頂きたいと思っていた。</p> <p>世田谷の方にはお年を召した世帯のお庭をボランティアの方がお世話をし、そのかわりに年に何回か公開する制度があると聞いた。</p> <p>公園になって 100%と言わないまでもほとんど人間のためにのみ使うのではなく、これまでずっとそこにいた生き物の生きる所も少し残して頂きたいと思っている。</p>	<p>新たに、生物多様性保全のための空間整備の研究を行います。また、自宅の庭の公開については、本計画の策定過程でも触れており、幅広いテーマに関する環境学習機会の拡充として整理をしています。なお、公園緑地は地域の共有財産と考えており、公園緑地の整備・拡充及び既存の公園緑地の改修の際には、公園緑地が担っている様々な機能や地域のバランスを考慮しながら、計画段階から地域の意向の把握に取り組みます。貴重なご意見ではありますが、現状の記載が適切と考えています。</p>
7	<p>1. 温室効果ガス削減について</p> <p>温室効果ガスについては P22～23 に、現状（分析）と課題について書かれていますが、P65 の資料によれば、年度単位での変動が大きく、武蔵野市での取り組みの効果がよく分かりません。もう少し長期的なデータを示し、分析を加えていただきたいと思えます。</p> <p>その上で、民生家庭部門と民生事業部門に課題がありそうですから、そこに対する具体的な取り組みを少し絞り込んで提示していただきたいと思えます。例えば、P29 の表によれば、家庭部門での CO<sub>2</sub> 削減効果の大きなもののトップはエアコンであり、続いてポット、自動車ですから、そこに焦点を当てて（強調して）取り組みを強化すべく記載してはいかがでしょうか。「ストップ・ザ・エアコン・1 アウアー」とか「ノー・アイドリング・シティむさしの」とか、分かりやすいキャンペーン（「チャレンジ 600g」のように）も行ったほうが良いと思えます。全国的にも、武蔵野市でも、個々の目標達成が難しく、かつ重要な課題ですので、個々の部分を強調して、分析と取組を記載していただければと思えます。</p>	<p>二酸化炭素の排出量は、算定手法が複雑であり、1990 年度、2000 年度と算定しておりますが、過去にさかのぼっての算定が難しい状況です。2006 年度からは年度ごとに算定をしており、今後、長期的なデータを蓄積していきます。</p> <p>民生家庭部門と民生事業部門については、個々の取組として、クールビズ・ウォームビズや冷暖房の設定温度について取り上げている他、市の施策としても、省エネ機器への転換により削減効果が得られることから、その制度の充実を図ります。</p> <p>以上から、現状の記載が適切と考えています。</p>



No.	市民からのご意見	計画への対応
7	<p>2. コミュニティについて</p> <p>計画の中には「市民の取組」について様々に書かれていますが、地域・コミュニティの取組については少ないように思います。</p> <p>現在策定中の第5期基本構想・長期計画の重点課題の1つはコミュニティの（活性化の）課題です。コミュニティの課題は多様ですが、環境問題は市内全域に共通する課題ですし、コミュニティの活性化に資するような取組も工夫もできるのではないかと考えます。</p> <p>具体的には、コミュニティと市や市民団体が協働して行なう取組に対して支援をすることであり、あるコミュニティで効果が上がった取組は他のコミュニティでも行えるように支援することです。取組の工夫は、広く市民に募り、コンテストでもやると参加者が増えるかもしれません。</p> <p>そのようなことも含め、コミュニティへの働きかけ、コミュニティとの協働を一層推進できるように記載していただければと思います。</p>	<p>具体的なコミュニティの活性化及びその施策については、個別計画で検討すべきことですが、ご指摘のとおり、環境保全活動にはコミュニティの活性化に資する効果も見られると考えています。</p> <p>そのため、環境方針1の現状分析と評価4段落目に「子どもエコクラブだけではなく、地域においては多様な団体等が環境保全のための様々な取組を行なっています。地域の特性に応じた活動により横のつながりも生まれつつあり、コミュニティの活性化につながっています。」と追加します。</p> <p>また、環境方針1市民の取組の「環境の輪を広げるために」にて、「地域の特性に応じた活動として、環境保全に取り組みます。」と追加します。</p>

※掲載の都合上、一部意見は要約しています。

## 資料 6 用語説明

### 【ア行】

#### ISO14001

ISO（国際標準化機構）は、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関で各国の規格標準化団体の集合体。ISO14001 は、環境に配慮した経営についての規定（環境マネジメントシステム）に対する規格。

#### 朝一番隊

吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の三駅周辺を、有償ボランティアが毎週日曜日早朝に実施する清掃活動のこと。クリーンむさしのを推進する会及び一般公募市民による。

#### 打ち水

水が蒸発する際に、周辺の熱を奪う原理を利用して涼しさを感じるために、屋外で水をまくこと。打ち水には、雨水やお風呂の残り湯などを利用する。ヒートアイランド対策や、水の有効な再利用への意識啓発として、市では平成 16 年度から実施。

#### エコアクション 21

事業者が、環境に配慮した経営を行うための取組み指針。環境省が策定した、エコアクション 21 ガイドラインに基づく認証・登録制度。

#### エコワット

家電製品の消費電力量と電気使用料金を、家庭用電気プラグ（コンセント）に挿すことで測定・計測できる機器。

#### LED照明

電気を流すと発光する半導体の一種で、長寿命、低消費電力などの特徴から、省エネ性が高い次世代の照明として期待されている。

#### オープンスペース

公園・広場・河川・道路・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

#### 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

#### オゾン層

地球を取り巻く厚さ約 20km のオゾンを多く含む層。生物に有害な紫外線（UV\_B、UV\_C）の多くは、この層で吸収される。

#### おひさま発電キット

市が、年 1 回、市民向けに貸し出している、太陽電池パネル（75W～80W）1 枚の発電設備。扇風機や携帯電話の充電等に利用できる。

#### 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となっている物質としては、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O・亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の 6 種類がある。温室効果ガスの 95% が二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）であることから、本計画は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみを対象とする。

### 【カ行】

#### カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用する仕組み。

## カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

## 拡大生産者責任

生産者がその生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。

## 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

## 燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。

## 環境基準

環境基本法により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準」をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに基準が定められている。

## 環境配慮自動車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない低公害車のこと。

## 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

## 環境保全型農業用資機材

環境への負荷をできる限り低減させるための、自然崩壊性マルチシートやフェロモン剤等。市では、有機質肥料の購入も含め、環境に配慮した農業用資器材の利用に対し、補助制度を実施している。

## 環境マネジメントシステム

事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定・実行し、その実行状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、達成に向けて取り組んでいく一連の手続きのこと。

## 間伐材

植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採により発生する木材のこと。

## 揮発性有機化合物

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほか、ガソリンなどの成分になっているものもある。

## 基本構想・長期計画

基本構想は、市町村が総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法により策定が定められており、市の将来像を踏まえた市政運営の基本理念、優先する政策を示すもの。

長期計画は、財政見通しのもと、福祉や環境などの個別計画との整合性を図り、期間内に実施すべき具体的な政策を示す総合計画のこと。

## 狭あい道路

幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条2項などに指定されているもの。

## 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。1990年を基準として、2008年から2012年までの5年間平均で温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれ、日本の削減目標は6%である。

## 区画道路

幹線道路などある程度の幅員を持つ道路同士を接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用される。

## グリーン電力

太陽光や風力等によって発電された電力のこと。グリーン電力が有する電気自体の価値以外のもう一つの価値＝環境付加価値を証書として取引する仕組みをグリーン電力証書制度という。

## グリーンニューディール基金

国の「平成21年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）」の交付を受けて、各都道府県等が当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として積み立てる基金のこと。都では、平成21年度から平成23年度までを期間とした「東京都地域グリーンニューディール基金」を創設している。

## 公園・緑地リニューアル計画

公園緑地の実態の評価と整備方針を明らかにし、それぞれの公園が持つ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって体系的かつ効率的な公園事業を展開するため、武蔵野市が平成22年5月に策定した計画。

## 公害

環境基本法では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

## 公衆衛生

医学、衛生学その他の関連する諸科学の基礎の上にたつて、社会全体の組織的な協力により、疾病の予防、健康の増進を図り、健全な社会を実現しようとする活動のこと。またその活動を通じて得られる社会的衛生水準をいう。

## ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。

## 固有種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種。

## 【サ行】

### 酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨・霧・雪など（湿性沈着）及びガスやエアロゾルの形態で沈着するもの（乾性沈着）の総称。

### 自然エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力などの自然現象から得られるエネルギーのこと。

## 食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が充分でないもので石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

## 森林の持つ公益的機能

森林が持つ、渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・固定や騒音防止等の生活環境保全機能、レクリエーションや教育、野生鳥獣生息の場等の保健文化機能等の多面的な機能のこと。

## 水源施設

水道部が管理している、市内に27ヶ所ある地下水をくみ上げるための井戸。

## 生産緑地

都市計画法及び生産緑地法に基づき都市計画決定された市街化区域内農地のこと。指定後は、農地等の宅地並課税を免除されるが、農地として管理することが義務づけられている。

## 生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境（水、大気、光等）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。

## 生物多様性

→56 ページ参照

## 清流復活事業

水が枯渇した中小河川や用水路に下水処理水などを活用することにより清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせようとする東京都の事業のこと。全国の清流復活の先駆けであり、処理水利用の広がりにも貢献した事業である。

## 設備容量

発電設備における単位時間当たりの最大発電能力のこと。

## 【タ行】

### 第2次交差点すいすいプラン

東京都が実施する、交差点の右折待ち車両による渋滞を緩和するため用地を取得し、右折レーンを設置する事業。平成17年2月策定。

## 太陽光発電

シリコン等の半導体で作られた「太陽電池」と呼ばれるエネルギー変換装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。

## 地球温暖化

→53 ページ参照

## 地区計画

地区単位の整備目標（将来像）、土地利用、公共施設、建築物等に関する詳細な計画を法的に制度化したもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵等についての規定を定めることができる。

## 地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

## 直結給水方式

受水槽を設置せず、増圧ポンプを設置して直接マンション等の中高層階へ給水する方式。

## 停留台数

駅周辺の放置禁止区域内に停留している自転車の台数（公営自転車駐車場およびデパート等の民営自転車駐車場に駐車している台数＋放置台数）。ただし、個人の敷地内に駐車しているものは除く。

## 透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

## 登録農地制度

生産性の高い5 a以上の農地で、農業経営を10年以上継続する見込みのあるものを指定し、農地の保存協定を締結する制度。

## 都市計画

都市計画法に定められた、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

## 都市計画マスタープラン

住民に最も身近である市町村が、住民の意見を反映した具体性のあるまちづくりのビジョンを確立し、地区別にあるべき市街地像を示すとともに、整備方針などについてきめ細かく、かつ総合的に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。

## 【ナ行】

### 二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質であり、発生源はボイラー等の固定発生源や自動車等の移動発生源のような燃焼過程等がある。

## 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」の規定により、都道府県の作成した基本方針、区市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、「農業経営改善計画」を区市町村に提出、認定を受けた農業生産者。

## ノンステップ（バス）

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へは行く途中に数段の階段がある。

## 【ハ行】

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。

## 排出係数

エネルギー使用量に掛けて、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を算出するための係数。

## バスベイ

バス専用の停車スペース。バス乗降の際に発生する交通渋滞の緩和や乗降客の安全性を確保するために設置される。

## バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。

## ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

## ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。

## ビルピット

建物の排水を一時的に貯留してポンプにより公共下水道に排出するための排水槽。

## 放置自転車クリーンキャンペーン

東京都では、放置自転車による問題を広く都民に訴え自転車の放置防止を図るため、区市町村及び関係団体・機関と連携して都内全域で駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施している。

## 保存樹木

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例に基づく制度で、大きな木の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定している。対象は、健全かつ樹容が美観上すぐれ、かつ一定の基準を満たしている樹木であり、保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。

## 【マ行】

### みどり・東京温暖化防止プロジェクト

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業。

## 緑ボランティア団体

市立公園等を拠点として緑の保全、緑化推進及び公園等の維持に関するボランティア活動を行う団体。

## ムーパーク

武蔵野市が吉祥寺北町 2-19 に設置した駐車場のこと。吉祥寺の車両混雑の緩和や、違法駐車車の抑制等を目的として、ムーバスを利用できるパークアンドバスライドを実施している。

## ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されているコミュニティバスの愛称。運賃は 100 円の均一料金。

## 武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画

市が行う事務事業等から発生する温室効果ガスの発生量を抑制し、地球温暖化防止を図ることを目的として制定した計画。

## 【ヤ行】

### 友好都市

武蔵野市と友好のある国内外の自治体のこと。国内では、富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町。国外では、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市、大韓民国ソウル特別市江東（カンドン）区、大韓民国忠清北道忠州（チュンジュ）市、ルーマニア国ブラショフ市、ロシア連邦ハバロフスク市などの海外都市や、中国の北京市人民対外友好協会を通じた中国との交流も行っている。

## ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化や障害の有無などに関わらず、可能な限りすべての人々に利用しやすいまちや建物、環境、製品、サービスづくりを行っていかこうとする考え方。

## 落書き消しちやい隊

商店街・ボランティアと協働して行っている、市内に書かれた落書きの消去活動。

## 【ラ行】

### 緑被率

上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に覆われた部分）の市域面積に対する割合。

## 資料 7 武蔵野市環境市民会議 委員名簿、策定経過

環境市民会議は、武蔵野市環境基本条例第 16 条に定められた、市の環境保全に関する基本的事項を調査、審議するための常設の委員会です。平成 22 年 5 月 7 日に、第六期環境市民会議に対して、市長より「次期環境基本計画の策定」について諮問があり、下記のスケジュールで検討を行ってきました。

●第六期武蔵野市環境市民会議（任期：平成 21 年 8 月 17 日～平成 23 年 8 月 16 日）

〔◎：委員長、○：副委員長〕（五十音順）

	氏 名	所 属 等
1	青山真市郎	武蔵野市立小中学校 PTA 連絡協議会会長
2	飯田信夫	武蔵野市立井之頭小学校校長
3	今木仁恵	クリーンむさしのを推進する会広報部長
4	植田富貴子	日本獣医生命科学大学獣医公衆衛生学教室教授
5	梅田 彰	（前）武蔵野市緑化環境専門委員
6	○門多真理子	武蔵野大学環境学部環境学科長
7	河田鐵雄	南町環境ネット副代表
8	木村征司	武蔵野市商店会連合会副会長
9	後藤麻里	東京ガス株式会社西部支店副支店長
10	作道清行	公募市民
11	篠原武雄	株式会社エスシー開発取締役
12	杉原鉄夫	公募市民
13	○須田孫七	東京大学総合研究博物館研究事業協力者
14	田代孝尋	横河電機株式会社企業倫理・CSR 部マネジャー
15	◎田畑貞寿	千葉大学名誉教授
16	西上原節子	武蔵野市消費者運動連絡会監査
17	芳賀裕子	公募市民
18	山口善憲	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
19	吉田康也	東京電力株式会社武蔵野支社副支社長
20	渡部敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長



●スケジュール

期 日	内 容
平成22年 5 月 7 日	次期環境基本計画の策定について（諮問）、策定スケジュールについて
平成22年 6 月 15 日	市民アンケート調査の質問項目について、現行計画の目標達成状況について
平成22年 7 月 28 日	市域の温室効果ガス排出状況について、武蔵野市の目指す環境像について
平成22年 9 月 9 日	ワークショップ①<新計画の施策・事業（案）について>【作業部会】
平成22年 9 月 28 日	ワークショップ②<新計画の体系図（案）について>【作業部会】
平成22年10月 7 日	市民アンケート調査の結果報告について、新計画の目標について
平成22年10月 29 日	達成度指標について【作業部会】
平成22年11月 10 日	第三期環境基本計画中間のまとめ（案）について
平成22年11月 29 日	第三期環境基本計画中間のまとめ（案）市民意見聴取について
平成23年 1 月 14 日	第三期環境基本計画中間のまとめに対するオープンハウス実施について
平成23年 1 月 21 日	第三期環境基本計画中間のまとめに対するオープンハウス
平成23年 2 月 17 日	第三期環境基本計画中間のまとめに対するパブリックコメント・オープンハウスで寄せられた意見について
平成23年 2 月 23 日	第三期環境基本計画答申（案）について
平成23年 3 月 3 日	第三期環境基本計画答申



第三期武蔵野市環境基本計画

平成 23 年 3 月発行

武蔵野市 環境生活部 環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話 : 0422-60-1841 / F A X : 0422-51-9197

E-mail : sec-kankyou@city.musashino.lg.jp